

## 総務文教常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年12月9日（月）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員長	鈴木三男
副委員長	長塚美雪
委員	本田和成
〃	岡口すみえ
〃	佐野太一
〃	関川翔
〃	小堤修
〃	落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	井橋貞夫
消防部長	岡田直紀
総務部次長	立野啓司
財政部次長	原部英樹
会計管理者	石塚幸夫
教育次長	斉藤理昭
教育次長	直井徹
消防次長	仲村厚
総務課長	松崎剛
情報管理課長	岩崎弘宜

藤代総合窓口課長	田村牧子
魅力とりで発信課長	数藤弘人
財政課長	谷池公治
管財課長	丸山博
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	笠井博貴
生涯学習課長	塚本豊康
子ども青少年課長	長塚逸人
スポーツ振興課長	大隅正勝
図書館課長	樋口康代
監査委員事務局長	鈴木正美
総務課副参事	土谷靖孝
ふじしろ図書館長	蛭原雅己
総務課長補佐	風間聡宏
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
安全安心対策課長補佐	岡本純
情報管理課長補佐	海老原雅彦
デジタル化推進室長	松崎昌也
政策推進課長補佐	平野菜穂子
魅力とりで発信課長補佐	成島寿
財政課長補佐	鈴木健太
中心市街地整備課長補佐	木野本尚希
教育総務課長補佐	蛭原康友
学務課長補佐	櫻井裕也
保健給食課長補佐	横島信吾
指導課長補佐	間下英信

指 導 課 長 補 佐	宮 國 泰 人
教育総合支援センター課長補佐	大 滝 渉
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 長	本 橋 弘 美
子 ども 青 少 年 課 長 補 佐	蛭 田 暁
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	野 口 勝 彦
消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	山 崎 弘 二
藤 代 総 合 窓 口 課 係 長	染 谷 律 順
政 策 推 進 課 係 長	作 田 友 貴
中 心 市 街 地 整 備 課 係 長	磯 野 達 也

○ 職務のため  
出席した者

議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 係 長	永 井 宏 幸

○ その他の  
出席者

請 願 提 出 者	比 嘉 恒 雄
-----------	---------

○ 付託事件

議案第66号	取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部 免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	取手市行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第69号	取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について
議案第70号	取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
議案第75号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号） （所管事項）
請願第5号	情報公開・公文書管理の改善を求める請願書

○ 調査事件

所管事務調査	（当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難 所運営」について、その他）
--------	--

### ○ 審査の経過

午前10時00分開議

○ 鈴木委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達しておりますので会議は成立します。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行

います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧にいただけます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑終了——質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第66号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第66号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第66号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第66号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第66号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第67号につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第67号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第67号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐野委員。

○佐野委員 おはようございます。佐野太一です。では、議案第67号、取手市行政組織

条例の一部を改正する条例について、質疑させていただきます。これですね——今まで部の編成ということでお聞きいたしました。健康増進部、福祉部とあって、今度、健康福祉部、こども部というふうになります。この職員さんの今まで関わってきた業務に対する人員割合というか、人数配分というのは、もう大体お決まりになってるのでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 政策推進課の平野でございます。部を分けまして課の構成をつくった時点で、ある程度は決定はしております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。ある程度はできているということですね。大体これ今回、人員配分するに当たって、一番苦労したところとか重きを置いているような点というのはどういうところがあるのでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 お答えいたします。やはり、こども部の創設ということで、こども政策課、保育課、こども相談課に関する人員の中には、他課から集約させて業務を持ってきている部分もありますので、そちらの異動する前の部署の人員のバランスと、それと異動した先で十分に職員の執務環境が確保できるか、連携体制が取れるかということに配慮して、現在調整中でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。まあ始めてみないとというか、スタートしてみないと、やはりその部の中での運営というか、なかなか難しいところあると思うので、スタート後に、またその人員体制の変更とかそういったことというのは、やっぱり視野に入れてのことでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 お答えいたします。委員のおっしゃるとおりで、何よりも市民の方の利便性というのを維持させること、向上させること、こちらが大切だと思っております。その上で、必要であれば再検討ということもしてまいることがあるかと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 67 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は佐野委員、1名から通告がありました。

それでは、通告順に従い質疑を行います。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。それでは、通告に従いまして議案第75号の質疑をさせていただきます。質疑事項につきましては、藤代庁舎照明LED化ESCO（エスコ）事業についてです。何度かこの件については聞き取りをさせていただいたんですが、ちょっともう一度詳しくお話聞きたいところでありまして、質疑させていただきます。今回のESCO（エスコ）事業につきましては、初の試みというふうにお聞きしております。大変興味深く感じておりまして、今後の事業形態として注目すべきところと思っております。そこで、契約形態ですが、今回のESCO（エスコ）事業は公募型プロポーザルを実施し、事業者を決定したということですが、ESCO（エスコ）事業は費用の調達方法で2つの契約方式があります。事業者からの提案につきましては、この契約方式まで市の状況に合わせての提案があったのでしょうか。それともこの2つの契約方式での提案があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木委員長 田村課長。

○田村藤代総合窓口課長 藤代総合窓口課、田村でございます。委員の御質疑にお答えいたします。まず契約形態についてですが、公募型プロポーザルにより実施した際には、市のほうで自己資金型であるギャランティード・セイビングス契約というものを前提に募集をいたしました。なぜそのようにしたかといいますと、市のほうで財源を確保するに当たりまして、脱炭素化事業債という有利な地方債が活用できることが分かっていたため、そちらを前提とした募集を行いました。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。それでは、あともう一つ、今度、契約内容の変更の可否なんですが、契約内容の変更の可否ということでも——ESCO（エスコ）事業の事業自体の変更ということではないんですけども、現場調査から公開・検証までの一括契約ということになってると思います。令和11年度までの長期契約になると思いますけれども、例えばその途中で新しい施工方法だとか測定方法・検証方法など新たな、ちょっと進歩したような、費用にも影響を及ぼすような何かそういった事態が出てきた場合、その場合に途中で契約内容の変更だとか実施内容の変更などは可能になるのでしょうか。

○鈴木委員長 田村課長。

○田村藤代総合窓口課長 お答えいたします。不測の事態が生じたときですとか、新たに必要であると認めるときには、市と事業者で協議の上、委託業務の内容を変更することが可能な契約となっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。来年とか、そんな急には変わらないと思うんですが、ちょっと先の部分、特に検証をするような、維持管理や効果検証などについては少し先のことになるので、その時点でその検証方法ですとかそういったものが、今できないことが

その時期にはもうできるようになっていたり、何か新しい方式が出てきたりする可能性があるので、ちょっとそこら辺の費用がどうなるのかということで聞かせていただきました。

次に、今回の事業は施設のLED化ですが、ESCO（エスコ）事業としてほかにも多くの実施内容があると思います。今回が今後の市のESCO（エスコ）事業にも大きく影響することになると思っておりますが、今後、取手市が行うESCO（エスコ）事業が拡充していくためには課題もあるかと思っておりますが、現時点ではどのようにお感じになりますでしょうか。

○鈴木委員長 田村課長。

○田村藤代総合窓口課長 お答えいたします。今回、市としては初めてのESCO（エスコ）事業の活用となりましたので、国土交通省のESCO（エスコ）事業導入マニュアルですとか、他市の事例などを参考にしたり、予算計上や契約方法についても関係各課に確認しながら、一から作業をさせていただきました。ノウハウが不足していたということもありますので、想定よりも時間を要したというふうに感じております。また、先ほどおっしゃられたとおり、令和7年度から令和11年度の5年間の長期にわたり測定と検証を行ってまいりますので、事業者と連携をしていくこと、そして事業期間が終わった後も自分たちで効果と検証ができるよう——効果の検証ができるように、ノウハウを蓄積していくことが課題であると感じております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。今後も多分、様々な事業でこれが該当するようなことがあると思いますので、ぜひしっかりと検証していただきまして、よろしく願います。ありがとうございました。

○鈴木委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分間と——5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、佐野委員、本田委員、長塚委員、3名から通告がありました。

最初に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。どうぞよろしくお願いいたします。何か、私ばかりずっと連続になってしまったんですけども。それでは、議案外質疑させていただきます。今回私がお聞きしたいのは、ペットとの同行避難について。過去に——この件は多くの方からも今現在、市民の方からも御心配の声をいただいております、過去にも私は一部現地も拝見させていただきましたし、また一般質問や委員会でも取り上げさせていただきました。災害時の

避難は、災害がいつ起こるか分からないという重要な——大変重要な案件でもありますので、最新の現状や取組、計画などをお聞きしたいと思います。初めに、現在の指定避難所におけるペットの同行避難場所——いわゆるペットスペースの現状をお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。佐野委員の御質疑に答弁いたします。指定避難所におけるペットの同行避難につきましては、令和6年第2回定例会の総務文教常任委員会において、佐野委員より御質疑いただき、指定避難所38か所中、22か所について同行避難が可能であるとお答えさせていただきました。その後につきましても、少しでも多くのペットスペースの確保に向け、引き続き各施設への聞き取りや現地調査を継続して実施してまいりました。また、ペット避難所として適切であるかについて、動物福祉の観点からも、取手市動物愛護協議会に御意見を伺ってまいりました。結果といたしまして、指定避難所38か所中、26か所について同行避難が可能であると考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。26か所オーケーということでございますね。ではその26か所も含めまして同行避難できる指定避難場所でも、人の避難場所等の間に——人間が避難する場所との間に、例えば動物が避難する場所、そこでのやっぱり問題、いろいろ起こってくる可能性もかなりあります。例えば鳴き声ですとか、臭いですとか、そういった問題などが起こる可能性があると思いますが、また、ペットの今オーケーと言われてた26か所にしても、暑さ寒さ対策、これもまだ課題として残っているのではないかと考えます。そこで、同行避難における指定避難場所の整備について、お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 安全安心、真田です。佐野委員の質疑に答弁いたします。同行避難における整備についてでございますが、現状では雨風がしのげるスペースの確保のみとなっております。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ということはやはり、私のほうで言った、人の避難場所と動物の避難スペースとの間の問題ですとか、あと先ほど言いました寒さ暑さの対策の問題とかは、まだ解決できてないということよろしいですか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 動物避難スペースの確保につきましては、佐野委員もおっしゃるとおり、いろんな問題、課題がありますので、どうしてもスペースの確保というのが難しい。動線から外したり——アレルギーの問題とかありますので動線から外したりだとかというところがありますので、あと避難所近傍の場所というところを指定したいというふうに考えておりますので、どうしても雨風がしのげるスペースのみという形に現状なっております。



○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ということだと、なかなかペットの避難は難しい、課題が多いということもまだ考えられると思いますが、しかし、これはいつまでも進ませないわけにもいかないというふうに考えてます。指定避難所での整備が進まない、もしくは指定避難所でのペットスペースの確保ができないなどの今 26 か所——この 26 か所もまだ整備が全部整っているわけではないので、これも含めてそういった地域、あと全市での状況を踏まえて、この指定避難所以外にペットの避難場所というものを造るという検討はされておりますでしょうか。

○鈴木委員長 真田補佐。

○真田安全安心対策課長補佐 お答えいたします。例えば、屋内で使用できるスペースの確保であるとか、動物愛護団体との連携であるとか、民間企業との協定など、今後もペットを飼っている方が安心して避難できるようなペットスペースの確保に向けて、引き続き調査検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ前にも、やっぱり似たような質疑したときにやはり同じような御答弁だったんです。ここは、今現在ある指定避難所を進めて改善するか、もしくは新しい場所を一気に探してつくるかという判断に、——これをもう早急に判断する時期も来てるんじゃないかなあというふうに私は感じております。では、総括としまして、現在認識されているペットとの同行避難についての一番大きな課題、今ご答弁いただいた内容にも含まれているかもしれませんが、それと結論には至らないかとは思いますが、——そうですね、希望的観測も含めたその課題についての解消、そういったものの目安、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。佐野委員の御質疑に答弁いたします。ペットの同行避難における課題でございますが、多くのペットが避難してきた際のスペースの確保や避難生活における衛生管理など、多くの問題が考えられます。解消方法につきましては、それぞれの課題について優先度を勘案し、他市町村などの対策なども参考に段階的に——段階を踏みながら改善・解消を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。——そうですね、そうなんですけども、私的にはやっぱり周知というのも大事かと思っております。今現在 38 か所ある指定避難所のうち、26 か所は何かかなると。ただそこに関しても、寒さ対策とかそういったものは完璧じゃないけれども何とか確保スペースできてるところと、もう全くできていないところがあるというふうに御答弁いただいたんですけれども、それを市民の方がよく分からないでいる状況なんですね。今すぐ何か災害があったときに、それを分からずに 26 か所以外オーケーじゃないところにペットを連れていってしまう……

[永井議会事務局係長ベルを 1 回鳴らす]

○佐野委員 (続) という方も現在あると思いますので、その辺についての周知というのは、どうお考えになられてるでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 お答えいたします。周知につきましては、もちろんホームページというのがございまして、そちらの中で同行避難が可能な避難所の一覧とか、ペットを避難できるスペースなんかも画像を使いながらも掲載してまいりたいと考えてございます。今、佐野委員からも御指摘ございましたように、各避難所においてこういうスペース——何というんですか、その暑さ・寒さ、そういった対応の辺も今後掲載する中で検討——表現を検討してまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ぜひその辺の市民が分かりやすい周知というのを、もうできるだけ早くお願いしたいところでございます。以上です。ありがとうございました。

○鈴木委員長 続いて、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしく申し上げます。私からは、広報とりでの作成手順についてお伺いをいたしたいと思います。まず、各課から広報への掲載依頼があるということをお伺いしておりますけども、記事の内容の締切り、これはいつになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 数藤課長。

○数藤魅力とりで発信課長 魅力とりで発信課、数藤です。本田委員の御質疑に答弁いたします。広報とりでの掲載記事の締切りについてですが、おおむね発行日の40日前に掲載原稿の提出締切りとしています。ただし、記事の内容によっては、掲載予定として枠を確保し、確定後に編集作業を行うなど、発行日に遅れが生じない範囲内において柔軟な対応をすることがございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 40日前ということで、40日前というのは、これは依頼を受けてから、それで——何ていうんですかね、広報とりでの原稿を作るのに必要な期間だと思うんですけども、各課から受けるその原稿というのは、例えば広報とりでに載ってるようなあの形の原稿を頂くんですか。それとも、こういったものを載せたいということで原稿を頂くのか、その辺をお伺いします。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島魅力とりで発信課長補佐 魅力とりで発信課、成島です。お答えいたします。原稿のほうは広報に載っているような記事ではなくて、このような内容を載せてほしいという記事を頂きまして、それで課内のほうで原稿のほうを作成するような形になります。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 よくイラストとかそういうものも入っていると思うんですけども、イラストとか表とか、そういったものというのは各課からもらうものなんですか。それも含めて、原稿を頂いた上で広報とりで、そこから作成するということですか、どちらでしょうか。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島魅力とりで発信課長補佐 魅力とりで発信課、成島です。もともと出来上がっているイラスト等が原稿として上がってくることもございますし、そうでないものもございません。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。続きまして、発行までの手順、これをちょっと簡単に御説明いただければと思います。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島魅力とりで発信課長補佐 魅力とりで発信課、成島です。発行までの手順につきましては、掲載を希望する担当課から原稿が提出されます。提出された原稿の内容に——内容を、希望——載せる希望する号などを確認しまして、市政に係る重点項目や優先順位などを加味しまして、紙面上の位置、大まかな文章量を定める編集会議を行います。記事を作成しまして、担当課のほうに一旦戻しまして確認を行いまして、ある程度記事が完成した段階で再度、内部で修正を行いまして、業者にデータを送るような形になります。そして、最終的な構成が紙面に反映できましたら、印刷業者に依頼をするという手順になっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。ちょっと今の経緯を聞きますと、40日って結構タイトなスケジュールかなとは感じるんですけども、私もいろいろとチラシ作成とかというのに携わったことがあるので、これ相当タイトだと思うんですけども、本当に40日で締切りで、十分間に合うような日程なんですか。

○鈴木委員長 成島補佐。

○成島魅力とりで発信課長補佐 そうですね、内容によりましては、やはりとてもタイトなスケジュールなので厳しいものもあるんですけども、その40日という形でやらせていただいております。

○鈴木委員長 本田委員。——よろしいですか。

最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。まず、今回質疑2点通告しております。1点目、デジタル推進について。議員になってから一般質問や委員会で取り上げさせている内容です。順次質疑してまいります。今回、佐野議員の一般質問の中でオンライン市役所の話が出ておりました。まず質疑の前に1点、9月の総務文教委員会の質疑の中で総務部長から、7月の2日に副市長から、来庁せずにスマホなどで申請や予約が全庁的に展開ができる——これがオンライン市役所だと思うんですが——それらができるようにシステムの調査研究と展開の指示があり、現在は調査研究中との答弁がございました。それから3か月、オンライン市役所導入に向けて既に検討に入っているということで、すごくスピード感のある推進力だと感じております。6月定例会でお伝えした、間違いなく進んでいくとの確信は合っていたなと思います。長くなりましたがそこで1つ目の質疑になります。佐野議員も最後に述べられていたんですが、オンライン市役所を構築するに当たり、各課声を上げないと進められない部分が出てきます。どのように連携だったり機運醸成という

のを図っていくお考えでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。お答えいたします。現在、オンライン市役所を実現するためのシステムは複数あります。そのため、当課デジタル化推進室におきまして、私たち職員——市民の皆さんの使いやすさだったりとか、職員の作業工数、負担の少ないもの、また一つの申請を立ち上げる都度オプション的に費用負担のかからないものなど、比較検討しているところがございます。で、名称が変わるといような閣議決定されておりますが、デジ田交付金の申請に向けて、現在様々な準備をしているところです。ただいま長塚委員から御質疑をいただいた、各庁内の全体のところなんですけれども、そのシステムを選定した際には、庁内全体にシステムの説明、それと利用希望部署数の把握を行って、必要な部署には当課からプッシュをして、一つでもオンライン申請が可能となって市民の皆さんの利便性向上を図ってまいればというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 もうデジタル推進室からプッシュをして、声を上げない課に対しても取り組んでいただくということで、そこは理解したんですが、先ほどデジ田交付金の準備をされているということだったんですけど、直近のスケジュールだったりというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 現在はまだ正式に交付の申請というものはないんですが、茨城県のほうでその準備行為の事務手続の御案内をいただいているところなので、その準備をしているというところです。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では、ある程度期限があると思うんですけど、それに間に合わせるように各課プッシュをして連携を進めていくという認識で合ってますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 およその想定の数という——デジ田交付金のほうのスケジュールというのもタイトなので、およそのその使う数というものは当課で把握をしていきながら、同時並行して進めていく——機運醸成を進めていくという形になるというように考えております。もちろん導入を——仮に導入した後も、そのIDを増やすということも可能なものというふうに考えておりますので、スタートできるところから当然にスタートしていくというところです。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。ではその都度、取捨選択をしていくと思われまますので、費用対効果も踏まえて御尽力よろしく申し上げます。幅広い市民の方に喜ばれる新しい市役所が生まれると大きく期待をしております。

では、次の質疑です。本会議で佐藤議員の一般質問に対する答弁でもありましたが、情報管理課、政策推進課が紙の文書を電子化して執務スペースを確保しています。私も庁舎

を歩いて気づいたんですが、岩崎課長や職員の方に声をちょっとかけさせていただきました。そこで以前、議会の発言で私からフリーアドレスを提案しておりますが、今回、情報管理課で実施した執務スペースの改善の目的を伺います。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 まず情報管理課、当課といたしまして執務環境の改善の目的としましては、1つ目に、当課にはプロジェクターやスクリーン、貸出用パソコンなど、各課の職員が日々備品を借りに来ます。それらの備品庫を執務室内の前方に配置して貸出しや返却をしやすいようにしたいという——したかったというところです。2つ目に、特に来客の多い部署の職員が日中、ヘッドセットをつけてオンライン研修やオンライン会議を自席で参加することがございます。その際お客様から、「仕事してるの」とか「音楽聞いているんじゃないの」といった誤解を招かれるといった悩みの相談を伺っております。また、30分、1時間程度のオンライン会議のときに、例えば議会棟の1階の委員会室をお借りして、スクリーンやプロジェクターなどを設置して、終わったら片づけをしてといったことがございます。これらの一部解決のために、当課の後方にオンラインスペースを確保して——二、三名程度であれば、オンライン会議やオンライン研修が即できる環境を整える、この2つが当課としては大きな目的としてございました。オンラインスペースにつきましてはまだ整備途中ですので、なるべく早く完成をさせて、職員の皆さんに御案内をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、本会議で佐藤議員の一般質問において、齋藤政策推進部長のほうから、キャビネット——紙の電子化によるキャビネットの減約3割というのは、当課での数でして、先んじて行われた政策推進課のほうでは、約5割を減しているというふうに認知しております。いずれにいたしましても、そのキャビネット——電子化によっ——文書の電子化によりまして、様々な執務環境の確保というものを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 動線の確保だったり、職員の方に誤解を与えないような快適な研修を受けられるという、そういった意味も踏まえての改善ということを理解したんですが、実際に使われた職員の方からの声はいかがだったでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 長塚委員にも当課の環境を見ていただいたので、何となく感覚はつかんでいただけたかなと思うんですけども、まず効果としては、紙の情報を電子化することによって、紛失のリスク回避によるセキュリティーのさらなる向上とか、文書検索が容易になるといった、これは目的でもあり効果でもありというふうに私は受け止めております。また、当課職員が備品の貸出し対応業務というのが減ります——減りました。自席で業務に専念ができるといったこと。そして、私の感覚的なものという形での答弁になってしまいますが、やはりこのぎゅうぎゅうの中で仕事をするよりも、少しでもこう開放感のある中で仕事に向き合うということは、心理的安心安全につながって——つながったのではないかとというふうに認知しております。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 最後に1点、もしもの話なんですけど、フリーアドレスを情報管理課だけで取り入れるとしたら、課題は何だとお考えになりますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今回、当課での執務環境の改善というのは、先ほど答弁——御答弁させていただいたとおりでございますので、フリーアドレス導入のためではないということは御理解をいただければと思います。フリーアドレス導入には、長塚委員、御承知かとは思いますが、例えば電話交換システムとか内線電話の在り方等、まだやらなければならないことがあるので到達——まだ到達できないものだというふうに思っております。まずは私ども情報管理課デジタル化推進室といたしましては、新庁舎1階の福祉部エリアの電子化を進めるフォローに入るということが既に決定をしておりますので、キャビネットによる全庁的なその執務スペースの確保、こういったものに——をフォローをしていっていただければというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました、ありがとうございました。

次に、本庁舎内の執務スペースについてということですが、ちょっと壮大な構想ということで、壮大な要旨になってしまったんですけど、情報管理課からの続きの質疑になります。執務スペースの確保といっても、ある程度全体的なイメージ、例えばキャビネットは必要書類以外は全部電子化でほとんどなくすとか、そもそもレイアウトを全体的に変えるですとか、快適性と生産性を鑑みたお考えはありますでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 政策推進課、平野でございます。お答えいたします。全体的な構想というものに関しては、全庁的なイメージというものは今現在のところではございません。まず、情報管理課の課長から申し上げたところも一部あるんですけども、どうしても本庁舎の構造が古いということ、まずこれが原因というか——原因になっておまして、執務スペース、職員の机を置く、そういったスペース自体が圧倒的に足りない現状があります。まずは第一歩として、そこからデジタル化の推進、キャビネットを減らしていく。そして、十分に——フリーアドレスももちろん含めた構想を整理していただくスペースをまずは確保しなくてはいけないと思っております。それが、5年、10年というスパンがかかるのかというふうなイメージがございます。その中で、今、各課と調整をしながら、公共施設や情報管理課、管財課などとも相談しながら、各課の意見、ニーズを聞き取りながら、できるところから調整をしております。そうしますと、それぞれ各課で欲しいもの、かなえない——解決したい課題、必要なスペースというのは変わってきますので、今は各課、各課でできることを個別に進——進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今おっしゃられた電子化で、キャビネットをまず減らしているということだったんですけど、職員それぞれの方の机の中ってどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 お答えいたします。現在の職員の机というものには、両端だったり片端に書類を保管するものがありまして、そこに日々の荷物を入れたりですとか、一時的な自分用の勉強用の書類ですとか、そういったものを保管しているというふうに認識しています。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 全庁的にペーパーレス化で、キャビネットを減らして執務スペースの確保だったりということを進められていると思うんですけど、それと併せて、デスク改革も進められてはと思います。私の経験談なんですけど、以前、職場でペーパーレス化を一気に進めたことがありまして、そのときにデスク改革もありました。ざっくりお話するんですけど、PCに張ってあるものだったり机の上にあるものを一切撤去、使用してもよいキャビネットは机の1つのみ。で、帰社時には机の上に一切何も置かないだったり……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○長塚委員 (続) 椅子にかかっている上着もない状態。で、うっかり机の上にペンを1本だったり上着を椅子にかけた場合は、上席や同僚が回収をして、翌朝返却という、徹底してデスク管理というのがありました。私、9月の定例会で申し上げたんですけど、人の受け取る情報って視覚情報が80%と言われていて、ものが多いほど、やっぱりこう、ストレスだったり疲れがたまるといことは申し上げたかと思います。キャビネット——御自身の机を整理することで、書類をなくす手間ですとか、先ほど岩崎課長がおっしゃられましたけど、探す手間もなくなりますし、事務ミスも軽減したりということになるので、そういったこともちょっと考えられて職員の方の快適性、生産性に寄与するものと考えますがいかがでしょうか。

○鈴木委員長 平野補佐。

○平野政策推進課長補佐 お答えいたします。委員のおっしゃるとおりだと思います。実際、執務環境の改善だったり、スペースをつくろうとか、この空いたスペースで何をしようとか考えているときに、何でしょうね——職員が今まで気づかなかったけれども、雑然としていた。今は書類で管理しているけれども、十分にデジタル化できる余地があるということにどんどん気づいていただく機会があるんです。実際に改善してみると非常に快適になったと。気持ちも前向きになりますし、そうすると、こう——市民対応に関しても余裕が出てくるという場面を——そうですね、日々目にしております。そういったことでデジタル化、それからハード面での保管庫の整理だったり撤去だったりというものも含めて、職員の意識改革というものも一緒に進めていければいいかと思っています。

○鈴木委員長 長塚委員。残り9秒です。

○長塚委員 ぜひよろしくお願いします。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。

執行部の入替えを行います。執行部の皆さん、ありがとうございました。

10時50分まで休憩します。

午前10時43分休憩

午前 10 時 50 分開議

○鈴木委員長 再開します。

続いて、議案第 69 号及び議案第 70 号を一括議題といたします。本件につきましては、11 月 27 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 69 号及び議案第 70 号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 69 号及び議案第 70 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

本田委員。

○本田委員 本田です。よろしく申し上げます。1 点だけ、今回、貸付け事業の拡充ということなんですけれども、給付型——給付型というのは検討されたんでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 教育総務課の斉藤です。おはようございます。本田委員の質疑にお答えさせていただきます。給付型については、検討と申しますか、市の——本市では教育基本法の規定によりまして、地方公共団体が講じなければならない奨学の措置として、高等教育の機会の均等化を目的とした貸付型奨学金を実施してございます。仮に給付型奨学金を実施した場合は、現在の奨学金の残高であったり、奨学金の債権額などを考慮しても、市の一般財源から毎年度多額の持ち出しが必要になってしまうということから、市単独で持続可能な給付型奨学金を実施することは非常に難しいかなという判断に至りまして、貸付けのほうを選択したところでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。今の奨学基金が 1,331 万 5,000 円だと思うんですけども、これを今後大学の貸付けのほうにということなんですけれども、具体的にどういふふうにご利用がされるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○鈴木委員長 斉藤次長。

○斉藤教育次長 お答えさせていただきます。高校生の県立高校の授業料が平成 23 年度に終了しておりますので、そこから基金のほうに休眠状態ということでありましたので、その基金を今後は——大学生向けの貸付けのほうも平成 4 年から実施しておったんですが、その財源を基金のほうから回して、基金のほうから活用するという形にしていくということでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 その内容については承知してはいたんですが、ちょっと金額的には、やはり先ほど御答弁ありますように、多くないなというふうに感じております。大学の給付——給付じゃない、貸付けということなんですけれども、これ大体何人くらいとかという想定とかというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 斉藤次長。



○齊藤教育次長 お答えさせていただきます。例年3人程度の申込みがあるんですけども、今年度においては申込みがなかったわけなんですね。日本学生支援機構のほうにもかなり流れてるという言い方、適切かどうか分かりませんが、そちらのほうを利用される方が全体の割合としては、ちょっと調べさせてもらったところ、そういったところに流れているというか、そちらを利用されてる方が多いということでございまして、本市においては、今、この基金を活用して——3人程度ぐらいいは見込んではおるんですけども、周知のほうも年明けの2月に始めさせていただければなということでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員——よろしいですか。ほかにありませんか。  
落合委員。

○落合委員 今、周知というお話、あったんですけども、取手市で何か特別なチラシみたいなのって——で周知してるんですけど。

○鈴木委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 お答えします。ホームページ等であったり、例えば学生支援機構のほうにも、チラシみたいというか、周知のほう、同時に併せて行うというようなことは今までやっておりますので、それを引き続きやっていこうかなというふうに考えてます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ちょっと他市のチラシなんか見ると、視覚ですごい分かりやすく——カラーで、そういうのを活用してますので、ぜひ、今回、他の団体が行っている給付型奨学金と併用して、これできるというのがあるので、周知がすごい大事になってくるかと思うので、例えばデジタルフライヤーですとか、そういったことでぜひ宣伝していただけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木委員長 齊藤次長。

○齊藤教育次長 ちょっと補足なんですけども、学校のほうへも周知をしているということで、今、補足をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第69号及び議案第70号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について説明を省略することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員・落合委員・長塚委員の3名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。私は、消防庁舎の管理運営に要する経費についてということで、戸頭消防署非常用発——発電機改修工事実施設計業務委託料400万円、これについてお聞ひいたします。前回の点検での状況はどうだったのでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 それでは、小堤委員の御質疑にお答ひいたします。消防本部総務課、仲村です。前回の点検の状況ということですが、発電——発電不良が確認されましたのは、今年7月の24日の点検時となりますが、前回の点検は令和5年7月27日に実施しております。その際、点検を委託している業者から点検不良等の指摘はございませんでした。また、戸頭消防署に勤務する職員からも、不具合があったとの報告はございませんでした。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 その設備に関して、手動で自主的に点検とか、そういうこともできるかと思ひますので、分からなければ業者に聞ひて、それで定期的に点検していただければ、いつ不具合になったかが分かるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では次に、実施設計に4か月から7か月がかかるということなんですけれども、その理由についてお聞かせください。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 それではお答ひいたします。既存の非常用発電機による停電時の供給エリアが、主に車庫電動式シャッター及び通信室の指令装置などになります。戸頭消防署は、市内の消防署で唯一、浸水想定エリア外に立地していますので、大規模な水害が発生した場合に拠点施設として活用することを想定しております。こういったことから、現在の配置人員を大きく超える施設利用が考えられますので、供給エリアを見直す必要があり、まず既存の供給エリアの再確認及び配線の追加工事、さらに国が推奨する72時間以上稼働できるよう燃料を備蓄するための燃料タンクを、既存の非常用発電機を設置している庁舎屋上に設置が可能かどうか、また設置できない場合の設置場所の検討など、その場合の配管や配線調査を実施し改めて設計するため、期間を要するものでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。いろいろなところが関係するということで、このぐらいかかるということですかね。では、この実施設計の業務委託料が400万円ということですけど、これについて詳細をお願ひいたします。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答ひいたします。実施設計に期間を要する理由でも触れておりますが、委託料には、既存の供給エリアの確認、配線調査、改修工事後の新たな供給エリア、配線調査及び設計、また供給エリアを増やすことによる発電機の容量計算、さらには更新後の発電機及び燃料タンクが屋上に設置できない場合に新たな設置場所に設ける場合の設計等

を、業者からの見積額を考慮の上、関係各課と調整した額となります。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。いろいろなところに調査するのにお金がかかるということですけれども、それではこの発電不良による影響といたしますか、いろいろなところ——庁舎の照明とかパソコンとかトイレ・水道いろいろ——あと通信指令装置とか、そういうのがあると思うんですけれども、その影響についてお聞かせください。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えします。発電不良による影響は、主に車庫の電動シャッター、通信室の指令装置などや庁舎の一部の照明となります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 先ほども次長からお話あったように、地域の防災の拠点としての戸頭消防署ということですが、それでこの大規模災害とかいろいろ——大規模停電とか、そういったことがあったときに、その対応——今の状態では発電しないわけですから、その代替措置みたいなのはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えいたします。災害対応をする上で重要な指令装置などについては、既に消防本部で所有しているポータブル電源を設置しております。これにより、停電後も24時間程度は使用可能となっております。ポータブル発電機と併せて使用することにより長時間の使用が可能となります。また、車庫の電動式シャッターについては、職員に手動での開閉要領を既に周知しており、さらに、台風など停電が予想される場合は、出動に支障がないよう、シャッターを閉めないなどの対応を取り決めております。そのほか、空調設備、非常灯以外の照明器具やパソコン等の事務機器については、使用の制限が出てくると考えられますので、支障のないよう電源の確保に努めてまいります。また、水道については停電時揚水ポンプが停止してしまいますが、高置水槽内の水2.25トンが使用できると、車庫内の水栓は水道直結式のため、断水とならない限り使用が可能です。水道やトイレについては支障ないものと考えております。また、外線電話について、停電時使用できなくなる——なりますが、市内からの119番通報はいばらき消防指令センターのほうにつながるため、指令装置などに影響がありませんし、災害対応には支障ないものと考えております。しかしながら、戸頭消防署は災害拠点——災害対応の拠点施設となり、停電時に非常用発電機からの電源供給エリアを増やし、また長時間の停電時に拠点機能を確保するためにも改修工事を実施することは必要不可欠であり、そのための実施設計は期間を要してでも実施する必要があると考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 いろいろなところに影響があると思いますので、ぜひ、あまり時間をかけないで、早急に改修できるように努めていただきたいと——停電で間隙をつくらないということが最も大事で、市民の命のためにも関係することだと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは以上です。

では次に、埋蔵文化財調査・整理に要する経費についてということで、148万5,000円

が計上されています。私、考古学とまではいかないですが、昔のこととか発掘とか、ちょっと興味があるんですけども、全然——ただ分からないで好きなだけなんですけど、この辺のところを考えまして、発掘等の種類というのはどういうのがあるんでしょうかお聞きします。

○鈴木委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 小堤委員の御質疑に御答弁いたします。発掘調査の種類についてですが、大きく3つございます。大学などの研究機関や研究者が研究のために実施する学術調査、史跡などの整備や研究のために実施する遺跡保存目的調査、土木工事などで遺跡の現況を保存することができない部分を記録として保存するために実施する記録保存調査がございます。その中で、発掘調査を要する範囲内で、住居跡や墓壇（ぼこう）など分布密度を確認するための試掘調査、確認調査——別名確認調査というものと、あと、住居跡や墓壇（ぼこう）などの遺構といわれる先人の生活の跡そのものを発掘調査する発掘調査、別名本調査がございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。では、この遺跡確認と、今回の補正に書いてありました発掘調査、で、今回「緊急」というふうになってますけど、この違いというのはどういうところでしょうか。

○鈴木委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 今回補正予算の対象になる埋蔵文化財の調査は、土木工事を予定しており、遺跡の現況で保存が難しい範囲における埋蔵文化財の調査で、そのために必要な経費になります。確認調査は、試掘調査とも呼ばれている発掘調査に要する土木工事を予定している範囲で、住居跡や墓壇（ぼこう）などの密度や分布を確認するために行う調査です。一方、緊急発掘調査は、確認調査で確認され、工事の計画により、どうしても地中で保存することができない住居跡や墓壇（ぼこう）など、埋蔵文化財そのものを緊急に発掘する調査のことを緊急発掘調査や本調査と呼ばれています。確認調査・緊急発掘調査とも文化庁の補助要項などで使用されている呼称で、取手市の予算書でも名称を文化庁に倣って使用しているところでございます。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。ちょっとそういうところへ行ってみないとイメージが湧かないんですけども、大体分かりました。じゃあこの今回の経費は緊急でやるみたいなので、何か所かあるんでしょうか、そこをお聞きします。

○鈴木委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 生涯学習課、埋蔵文化財センターの本橋と申します。委員の御質疑にお答えいたします。今後の実施予定の遺跡になりますが、土木工事の事業者から照会に基づいて実施する埋蔵文化財の調査のため、スケジュール的に緊急に対応することがほとんどなので、今現在、調査が必要と思われて事業者さんとスケジュール調整をしているのは1件のみになります。今回の補正に関しましては、今までの12月から3月までの近年の調査実施件数が平均4件、そして調査必要件数が5.7件であることを勘案しま

して、5件分を計上いたしております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういう調査をするわけですが、例えば、よく遺跡から何百メートルとか、そういう基準の中で円を描い——半径何百メートルの間でそういう工事があつたら、まず遺跡——発掘調査をするというようなことなのかなというふうに私も思うんですけれども、うちの近所に神明遺跡があつて、神明神社です。そうするといろいろ発掘したような形跡もあります。ですので、この半径何百メートルとかという基準はあるのでしょうか。

○鈴木委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 委員の御質疑にお答えいたします。遺跡の範囲については、遺跡の範囲は、地中にあるものを発掘調査して範囲を決めているわけではなくて、地上の土器などの出土品の分布状況であるとか、地形を基に範囲を限定的に決めているものになります。で、委員の御質問——質疑にございましたように、半径何メートルとかそういうものを取手市では、遺跡の周辺地の扱いは、数値では扱っていません。取手市では、ありがたいことに、考古学の専門知識を有した職員が長年埋蔵文化財行政を担当しているので、遺跡周辺地については、過去の調査実績であるとか地形や現状を勘案し、現地を確認必要とする——現地を確認する必要の有無を判断しているところでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続いて、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。先ほど小堤委員のほうから詳細に質疑のほうをしていただきましたので、ちょっと——工事期間の対応ということで、その間はポータブル電源等で対応するというので安心をいたしました。ちょっと関連になっちゃうかもしれないんですけれども、4か所の消防署のうち、取手消防署のほうは改修工事を行つて、戸頭はあとの残り3つの中で一番古くて、今回、このような老朽化に伴う工事が発生したと思うんですが、吉田とか柵木消防署なんかでは、そういった事案というのは今までなかったのでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部総務課、仲村です。落合委員の御質疑にお答えいたします。吉田と柵木のほうでということですが、これまで吉田と柵木に関しましては、令和29年度から実施している——ごめんなさい、平成ですね——平成29年【「平成29年」を「平成27年9月」に発言訂正】から実施しているいばらき消防指令センター、こちらのほうで共同運用してはるんですが、その時点で発電機のほうを新しく更新しております。ですので、そういった事案は発生していないと確認しております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。今回、老朽化工事に伴つて、戸頭消防署の基地局——災害対応の拠点としてエリアを拡大ということで施設を充実ということなんですけれども、構想

みたいのはいつぐらいから、そのような対応というか、あったんでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 ちょっと明確な年数は今お答えできないんですけども、水害——市のハザードマップができたり、消防本部のほうで水害時の拠点移動の話も議会のほうでもお話しさせていただいております。この辺の時期から、当然ある一定事務であったり、例えば隊員の休憩スペースとしても戸頭消防署のほうを当然使っていくということで、そのときからの構想というか、今回の故障がなければもうちょっと先になったのかなと思いますが、順次、今後は発電機——非常用発電機のほうも、消防本部も含めまして、更新を今検討しているところですので、そういったところで構想はしておりました。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 今回を契機に、その辺が早く整備が進むということで喜ばしく思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、体育・スポーツ振興に要する経費についてでございます。これの増額ということは大変喜ばしいことなのかなというふうに思っております。その辺の詳細についてちょっとお願いしたいと思っております。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 スポーツ振興課、大隅です。落合委員の質疑に御答弁させていただきます。スポーツ大会出場の奨励金につきましては、本年11月末現在で計21種目、10団体と52名の個人に対しまして、総額187万1,000円を奨励金として交付しております。種目別の内訳でございますが、特に野球とバドミントンがそれぞれ8件、ソフトテニス7件と多くなっております。それから、申請者の内訳ですが、申請書に年齢の項目を設定していないため、第何回全国高校テニス大会など、申請書に記載されました大会名に基づき判断したデータとなりますが、小学生が7件、中学生が6件、高校生が12件、大学生が2件、そして一般が35件となっております。それから、大会区分の内訳ですけれども、全国大会が49件、関東大会が13件となっております。特に、第36回全国健康福祉祭（ねんりんピック取手）での太極拳種目、それから——失礼いたしました。太極拳種目——鳥取での太極拳種目ですね。それから第29回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会などでは優勝など、皆様、好成績を収めている状況となっております。それから、昨年度との比較になりますが、本年度は、種目別で見ますと野球・バドミントンの交付が増加しておりまして、申請者別で見ますと、小中高校生の交付が増加している状況でございます。この奨励金の交付を受けた方々からは、「遠方の会場への交通費で悩んでいたため、とても助かりました」、それから「市から応援を受けているという意識が芽生え、頑張ろうと思えた」といった、感謝と意欲の声をいただいているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 詳細に本当にありがとうございます。今、部活動の地域移行の問題とかあって、スポーツの環境というのがすごい心配されていたんですが、本当に取手市のスポーツ環境というのは、充実——今後もそれがしっかり図られるように——そういった受けられ

る方の——それぞれのスポーツ分野のトップランナーの方ですので、そういった声もしっかり受け止めながら今後にも生かしていただきますようよろしくお願い申し上げまして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いします。私からは、議案説明、その際にありましたグリーンスポーツセンターのWi-Fi整備について質疑をいたします。まず、1点確認なんですけど、議案書記載の通信運搬費1万3,000円がWi-Fi導入部分との認識で間違いないでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 スポーツ振興課、大隅です。お答えいたします。間違いございません。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 以前、佐野議員が一般質問されていた際に、「試算したところで通常の公民館等の倍近くはかかる」との答弁がございました。数百万円と1万3,000円、大きな違いがあるかと思いますが、その理由についてお尋ねします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えいたします。ただいまの根拠につきましては、Wi-Fi設置費用を算出に当たりまして、全館Wi-Fi導入済みの他自治体スポーツ施設に確認し、その床面積と導入費用を参考にしまして、TAC（タック）取手グリーンスポーツセンターに置き換えて算出しましたところ、工事費で約300万円という金額になったこと、それから設置後の保守費用も含めて総合的なコストを考慮したため、そのような回答となったところでございます。しかしながら、今年の10月に指定管理者との打合せの際に、以前はトレーニング室にインターネットを活用しましたトレーニングマシンを導入していたものの、現在はインターネット回線を必要としないトレーニングマシンを導入しているため、光回線が未使用の状態であることが判明いたしました。指定管理者と、この未使用の光回線の利用につきまして検討しました結果、同センターにおきまして未使用の光回線を活用しましてフリーWi-Fiの設置を行うことといたしたところでございます。この結果、光回線の引込工事などの工事費がかからず、Wi-Fi使用料のみのWi-Fi設置が可能となった次第でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 1点だけ気になるんですけど、施設を管理する上で、光回線が来ている、来てないというのは、管理者としては把握はされてなかったということではよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えいたします。光回線は通っているということは認識していたんですけど、その時、現在まで使われていたというところが、10月以降、打合せの中で、今使用してないということが判明した次第でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。では次に、想定 of 接続範囲と人数についてお伺いします。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅スポーツ振興課長 お答えさせていただきます。まず、接続範囲について御説明をいたします。今回のWi-Fi導入におきましては、1階エントランスホール前の休憩スペース及び2階ロビーでの利用を想定し、2階トレーニング室前にアクセスポイント装置1台を設置いたす計画でございます。製品カタログによれば、アクセスポイント装置から半径25メートル以内が接続可能なエリアとされておりますので、その1階エントランスホール前の休憩スペースや2階ロビー以外のエリアにおいても利用が可能と考えております。さらに、本施設は避難所に指定されておりますので、避難場所と想定されます2階和室につきましては、中継機を使用してWi-Fiを接続する予定でございます。なお、接続可能エリアにつきましては、様々な環境条件によりまして変動する可能性がございますので、Wi-Fi設置後に実際の接続状況を検証してまいりたいと考えております。

次に、接続可能な人数でございますが、こちらも製品カタログによれば、最大同時接続台数につきましては、アクセスポイント1台当たりおよそ50台から100台となっている状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 接続範囲と人数について理解したんですが、ぜひ——まず今回設置して、範囲もあくまでも想定、人数も想定ということなので、利用者の方の声を聴きながら進めていっていただきたいと思います。これで質疑は以上になります。

○鈴木委員長 よろしいですか。

通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。先ほど、落合委員の御質疑に、吉田・櫛木消防署の発電機に故障等、そういったものなかったかという御質疑に、平成29年ということをお申し上げしましたが、平成27年9月に設置しておりましたので、その時点からということで御訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

これで、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は佐野委員・本田委員・落合委員・長塚委員・岡口委員の5名から通告がありました。



最初に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。私からは、まず学校——学校における食農教育についてです。食農教育とは、一般的な食育活動に加えて、それを支える農業に関する知識や体験、または地域農業や自然との関わりにも注目して私たちの食を支える様々な形の農業活動を知り、体験することで、食と農の様々な価値を学んでいく教育というふうになっております。そこで、現在、取手市内の学校における食農教育の現状と課題についてお聞きいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。学校における食農教育に関わる学習としましては、小学校2年生の生活科でトマトやナスといった野菜を育てる活動、同じく小学校3年生の社会科で取手市で作られる米や野菜について学習しています。また5年生の社会科では食料生産や米作りについて学び、実際に近隣の田んぼに出向いたり、バケツを使ったりして稲を栽培して収穫する体験をし、それらを調理して食す、といった一連の活動をしている学校もございます。課題としましては、地域によって身近に田んぼや畑がない学校について、なかなか実感が湧かないこと、農業についての知識や体験が教員側にも欠けている点が挙げられます。また、インターネットを使った調べ学習に終始したり、田植や芋掘り等、単発的な活動で終わってしまったりということも挙げられます。一年を通じて成長の過程を見たり、実際に作業をしたりするといった体験的な学習が大切だと考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。そうですね、よく分かりました。あと、市内学校では、現在既に一部食材とかを利用して——次の質疑です、すみません。——市内学校では、既に現在、地元食材などを使用して学校給食に取り組んでいると思います。地産地消についてなんですけれども、地産地消を行うことは、生産された場所から食卓までの運送距離が短くなったり、環境への負担も小さくなるなど、地域の農業を支えることで地域の活性化にもつながるとあります。学校給食法でも、学校給食の目標として「食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと」とあります。地産地消の取組は、子どもたちの家庭での意識にもつながるといふふうにいわれておりますが、食農教育の観点から、考え、現状や今後の地産地消の取組についてお聞きいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。地産地消の取組としましては、小学2年生の町たんけんで、実際に農家の方や八百屋さんの話を聞いて身近な野菜についての知識を深めたり、3年生のスーパーマーケットの見学の際に、地元で作られた野菜が売られているコーナーを見ることによって、実感として捉えたりしています。また、JAや農家の方の話を聞いて、生産者の苦労や喜びを知ったり、食料自給率から茨城の農業や地産地消について学んでいる、している——学んだりしている学校もございます。子どもたちの実態としまして、まだまだ積極的に地産地消を意識して買物をしたり、食事が心がけたりしているとは言いがたい状況ですので、今後も継続して学びを深めたり、新た

な取組を行ったりしていく必要があると認識しているところです。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。先ほどの御答弁も含めまして、やはり取り組んでいる学校やそうでないところや、全体的に一律での取組というのがなかなか難しいことだと思いますので、その辺を全校で取り組んでいただけるようお願いいたしまして、次の質疑をさせていただきます。食の安全教育についてです。食農教育というものにつきましては、食育から続く食の安全教育も実施されているということになっております。学校給食では食物アレルギーの配慮はもちろんのこと、無農薬や特別栽培などの安全な食材についても考え、学校給食食材はもちろんのこと、日常生活においても食の安全について考える大切な取組だと考えます。そこで、食の安全教育についての取組についてお聞きいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。御答弁させていただきます。食の安全教育につきましては、主に小学5・6年生及び中学校の家庭科で学んでおります。買物の仕方や食に関する学習で、子どもたち一人一人が消費者として安全で豊かな生活を営むことができるよう、産地を確認することや、消費期限、無農薬野菜、食品添加物、食物アレルギー等について調べたり、食品表示の見方などについて学習したりしているところです。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。そうですね、取り組んでいただいているということは分かりました。ただ、地元の地産地消の件とつながりますけれども、無農薬ですとか特別栽培、こういったものに触れる機会というのもやはり地元で行っていただきたい。で、それを地元で行うためには、やはりそういったことに取り組んでいる農家さんを増やしていくということも必要かと思っておりますので、ぜひ農業のほうの農政課とも連携して取り組んでいただければと思います。

次の質疑に参ります。次の質疑につきましては、デジタルを活用した食農教育の取組です。取手西小のほうで私も参加させていただきましたが、給食室の模擬探検授業というものに私も参加させていただきました。大変本当に有意義なすばらしい授業だったというふうに思っております。いろいろロボットなどを利用しての活動をされているということなんですが、デジタル活用というのをほかにやっている学校や、もしくは今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。デジタル——デジタルを活用した取組ということですが、先ほど佐野委員のほうからお話ありました、昨年度取手西小学校のほうで遠隔で操作できるカメラ付きのテレプレゼンスロボット、これらを使い、教室にしながらライブで給食室で調理している調理員の姿を見たり、残飯の行方を追いかけてこ——追いかけてたりといった活動を行いました。子どもたちもすごく歓声を上げて、大変意義のある教育になったかなというふうに思っております。ほかには、家庭科の献立

作りで1人1台タブレットを使い、ウェブアプリによる栄養バランスのチェックをしたり、近隣スーパーのチラシを見られるサイトによって、地産野菜について調べたりといった学習をしている学校もございます。また、近隣農家の話を聞いて、動画で撮って、それを教室で視聴するというような活動も行っております。デジタル機器の効果的な活用については、まだまだこれからという段階ではありますが、今後、活用の幅を広げていきたいと考えているところです。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。あと1分——1分30秒。

○佐野委員 分かりました。どうもありがとうございました。続きまして……。

○鈴木委員長 マイク、マイク。押してください。

○佐野委員 分かりました、どうもありがとうございました。

続きまして、学校現場における防災教育についてです。防災教育の現状と課題についてお聞きいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 答弁させていただきます。小学校5年生の理科では、全小学校で児童全員がマイ・タイムラインを作成し、防災意識を高めています。中学校社会科の地理では、災害対応や支援について、自助・共助や防災の課題などを学習しております。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。それでは続きまして、今後の取組についての何か計画、教えてください。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 答弁させていただきます。実践的な避難訓練や体験学習の機会の充実を図っていきたいと考えております。より複合的な災害シナリオに基づく訓練や、地域の防災組織と連携した実践的な訓練を行っていく——いく必要があると考えております。災害はいつどのような形で発生するか予測が難しいため、実践的で多様な訓練を行うことが必要です。各学校での取組を共有しながら、どの学校においても実情に合わせた工夫が——工夫ある取組になるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 まだ大丈夫ですか。

○鈴木委員長 まだ——大丈夫です。

○佐野委員 すみません。ありがとうございます。先日、常総市の視察に行きましても防災教育というのをしっかりやっておられました。調べたところ、全国的にはかなりの自治体でこの教育に取り組んでるところが多数ございます。時間の都合上、ちょっと申し上げようと思ったことがお話できないんですが、探せば探すほどいろんな防災教育を……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○佐野委員 (続) 各自治体で行っておりますので、ぜひちょっとお調べいただきまして、参考にさせていただきたいと思っております。非常に取っつきにくい防災というものを、やはり分かりやすく体験させ理解させるという意味では非常に有効かと思っておりますので、ぜひお願い

いたします。ありがとうございました。

○鈴木委員長 よろしいですか。続いて、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いいたします。私からは、不登校児童生徒の把握についてということなんですけども、先日、染谷議員のフリースクールの一般質問の中でちょっと——あくまでもフリースクールの利用人数ということでの御答弁だったとは認識しているところではあるんですけども、いろいろ把握ができていないというようなことが御答弁の中にたくさんあったのでちょっと引っかかっております。不登校児童生徒の把握ができていないんじゃないかというふうにも感じて——感じるような、そういった答弁だったので、ちょっとこの質疑をさせていただきます。現在、不登校児童生徒、この人数というのは把握されているんでしょうか。

○鈴木委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 教育総合支援センターの笠井です。本田委員の御質疑にお答えいたします。不登校の児童生徒の人数につきましては、市としても把握しております。その根拠となるものが、文部科学省が実施している児童生徒の問題行動・不登校など生徒指導上の諸課題に関する調査を基本とし、人数だけでなく、不登校の要因、学校内外の施設や機関などで相談・指導を受けた不登校児童生徒数などを把握しております。把握できてない部分としましては、不登校児童生徒が民間のフリースクールなどに毎日通えているのか、また、一度通ってみたが、思っていたものと異なっていたので辞めてしまった場合、中には、校内のフリー——校内のサポートルームと民間フリースクールの2か所を利用していたりするケースが出てきているなど、不登校児童生徒一人一人の状況は日々変化しているため、詳細な状況については把握が難しいというのが現状となっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 把握しているということで大変よかったです。あと人数については、ここで公表というのはできるんでしょうか。

○鈴木委員長 笠井センター長。

○笠井教育総合支援センター長 本田委員の御質疑にお答えします。市が不登校の児童生徒数と認識しているのが、先ほど申し上げた文部科学省が行う統計調査で集計した数値ですが、この数値については、統計法に基づいた情報には利用制限があり、目的以外の利用や提供には制限がある状況となっております。令和4年の総務文教常任委員会においても、統計調査で集計した数値の公表の件で御質疑をいただきました。その際、事前に県の義務教育課に公表について確認したところ、文部科学省が公表した数値以外のものについては公表することができないと回答を得たという経緯があります。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。ありがとうございました。非常に——この一般質問の中でちょっと誤解を与えるというか、そういった答弁だったかなというのを感じたので、改めてこの委員会のほうで質疑させていただいております。本当に、市のほうではしっかり把握されてるということで安心しました。質問の——質疑の中で今後の確認方法とかありますけ

ども、今御答弁いただいておりますので、これはなしで大丈夫です。

続いて、図書館についてお伺いいたします。各小中学校の図書館の蔵書数、これについてお伺いします。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 学務課、直井です。本田委員の御質疑にお答えいたします。図書館の蔵書数ということですが、令和5年度末の統計で図書館の蔵書数——学校の児童生徒数ですとか学級数によって差はございます。小学校におきましては、少ないところで6,758冊、多いところで1万3,382冊、平均で9,706冊となっております。中学校におきましては、1万1,131冊から1万5,094冊まで、平均は1万2,844冊となっております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。この蔵書数については、これ適切な蔵書数となっているのでしょうか。その基準とか、もしあればお伺いします。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 蔵書数につきましては、まず学校図書館調査というような全国平均が出てます。これと比べてみますと、小学校は、取手市のほうが259冊少ない状況となっております。中学校に関しては、逆に全国平均より600冊大きい状況——多い状況となっております。また文部科学省のほうで学校図書標準というのを学級数に応じて定めております。それを達成している学校が、取手市の場合20校中17校で、まだ残念ながら達成できてないのが3校ということで、ほぼ適切に蔵書数確保できていると考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。ぜひ3校とも、全校しっかり基準を満たすような形で進めていただければと思います。

続きまして、各学校の学校司書、この人数についてお伺いします。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 お答えいたします。学校司書につきましては、全20校、各1名ずつ配置しております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。これは正職でしょうか。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 会計年度任用職員でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。以前の令和20——ごめんなさい、失礼しました。2022年の9月の決算委員会かな、その中で司書の待遇について御質疑と答弁がされてるんですけども、現状の司書の例えば労働時間とか作業量、これについて、現状その当時と状況が異なるのかどうか、それをお伺いします。

○鈴木委員長 直井次長。

○直井教育次長 現状勤務時間につきましては、社会保険の加入の希望の有無、御本人さんに希望いただきまして、希望のない方については1日当たり3時間45分、週5日の勤

務となっております。社会保険に加入されてる方については、1日4時間で、プラス年間200時間程度、時間外勤務をできるようにしております。こちらにつきましては、児童生徒数により業務量の違いなどがありますけれども、例えば、新刊を購入したときに、透明のフィルムをかぶせて貸し出せるようにする図書の装備、そちらをほかの学校に回して、ほかの学校の司書に対応してもらったりして業務の平準化を図っておるところです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 無理がないというか、そういった司書の役割しっかりと果たせるような形で進めていただきたいなと思っております。

続きまして、図書館のネーミングライツについてお伺いいたします。今回、藤代の図書館の名前が変わったということで、市民の方々から、「企業に買われたのか」というような困惑しているというような声もいただいております。この間、市民の方から質問とか御意見とかというのはあったのかどうか、この辺をお伺いいたします。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 図書館の樋口でございます。本田委員の御質疑に御答弁申し上げます。藤代図書館にネーミングライツを導入しましてから、図書館のほうでは、日限表という、図書の返却期限を書いたしおりをお客様にお渡ししているんですけども、こちらの日限表の中で、ネーミングライツ導入のことをお知らせする内容にして周知を図りました。その中で、ネーミングライツとは何のことなのかというお問合せを若干いただきました。そうした御利用者様には、事業内容を御説明することで御理解をいただいております。また、1件なんですけど、図書館の選書や図書の購入へ圧力がかかったりしないだろうかという御心配の声を1件——いただきました。ただ、ネーミングライツ事業自体は、あくまでも愛称の命名権の対価として命名権料を頂き、施設運営の維持と利用者のサービス向上を図っていく事業であり、図書館の選書や購入を脅かすものではございません。また、今回契約いただいたパートナー企業につきましては、以前より、図書館へ寄附をいただくなど、図書館そして地域の皆様の応援に熱心に取り組んでいただいている企業だと認識しております。こうしたことを御理解いただけるよう、職員間の認識共有とともに、ご利用者様への情報発信の方法について、検討して実施してまいりたいと考えているところです。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。ネーミングライツのメリットとか、あとは目的というのは私も承知しております。今回そういう困惑した声というのは、やっぱり公募自体を市民が認知してなかったということだと、私もそのように——そうじゃないかなというふうに思っております。ただし、この市民に対してネーミングライツをやるに当たっての周知というんですか、このアンケート実施とか、そういったことというのは行われたんでしょうか。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 御答弁申し上げます。利用者へのアンケートというものは特に実施していませんが、図書館運営に密接に関わっていただいているボランティア団体の方々に

は、近隣自治体の導入状況を織り交ぜながら、ネーミングライツ事業の趣旨を事前に丁寧に説明させていただきました。ネーミングライツパートナー企業には、図書館運営への応援・支援をいただくことで、予算獲得の困難な状況の中でも老朽——老朽化してきた備品を更新するなど、図書館サービスの向上につながるよう使わせていただくことなどを御説明し、御理解をいただいております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。ネーミングライツなんですけども、これまでも今までも、ほかの自治体で、やっぱり住民の合意形成ができてないことから反対の運動が起きたりとか、そういったことも以前——以前というか、ほかのところで起きております。やっぱり市民との合意形成、必要かと思えます。特に公共性が高い地元の人たちが使う図書館、こういった社会教育施設、ここには——ここについては特にそういった慎重なところが必要じゃないかなと、そのように思います。今後、この社会教育施設に対するネーミングライツについて、教育委員会としてはどのように受け止めているか、この辺をちょっとお伺いしたいなと思えます。

○鈴木委員長 樋口課長。

○樋口図書館課長 お答えいたします。本田委員も御理解いただいているとおり、重ね重ねなんですけど、ネーミングライツ事業については、限られた厳しい財源の範囲で施設を維持運営する中で、施設の愛称を決定する権利、命名権の対価を得ることで利用者のサービス向上が図られるものです。藤代図書館の愛称につきましても反対の御意見はほぼ聞かれず、いつからとか、制度について、お問合せが若干ある程度でした。なお図書館においては、愛称の条件として、藤代図書館あるいは取手図書館という正式名称を必ず入れて愛称とするよう条件づけており、利用者の方々にも徐々になれ親しんでいただけるものと考えております。図書館の資料収集、資料提供の自由など、図書館の運営を揺るがすものでは決してありませんので、利用者の皆様には、今後もこの愛称に親しんでいただけるよう、パートナー企業による支援に感謝するとともに、事業への御理解と周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。企業——企業さんのほうも本当に支援をしたいという、そういった気持ちでネーミングライツ……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○本田委員 (続) 応募してると思うんですね。やっぱりこの市民との合意形成が例えばされなくて、これ反対とかということになると、企業さんのほうにも、ちょっと影響が出てしまうんじゃないかなということがありますので、その辺やっぱり慎重にというか、市民との合意形成をしながら、していただくようお願いをしたいなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 続いて、落合委員。

○落合委員 よろしくお願ひします。放課後子どもクラブ昼食提供についてです。我々の公明党市議団ですが、かねてから保護者の就労支援や新たなサービスの提供の一環として、

夏休みなどの——などでの放課後子どもクラブでの昼食提供を訴えてまいりました。同僚議員でもある染谷議員も一般質問で取り上げ、その状況を確認してきたところでございます。そのような中で執行部も理解いただいて、今年の夏休みから昼食提供がスタートをいたしました。私たち公明党市議団も早速自費で、子どもクラブで提供されており——されているものと同じお弁当を試食をさせていただきました。とてもおいしかったです。そこで、岡口議員も過日の一般質問の中で、執行部から昼食提供について若干触れられておりましたが、さらに詳しい現状についてお聞かせいただけますでしょうか。お願いいたします。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。落合委員の質疑に答弁させていただきます。令和6年7月22日から小学校の夏休み期間中に実施した、放課後子どもクラブでの希望者への昼食提供の状況ですが、夏休み期間中では1,706食、1日平均約69食を提供しました。各クラブでの利用状況には差がありますが、児童数が多いクラブでは、多い日で1日に20食の利用がありました。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 多くの方、利用されてるなというのが確認させていただきました。次に、今後の展望についてなんです、先日、市内のお弁当業者が倒産したということをお聞きをしました。このことにより、放課後子どもクラブの昼食提供に影響があるのではないかと心配しておりますが、その辺いかがでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。9月に昼食提供事業者から、「お弁当の製造配達を依頼していた市内の弁当製造業者が倒産したことにより、今後の昼食提供が困難となった。現在代替りの業者を探している」と連絡を受けております。これを受けまして子ども青少年課では、現在の昼食提供業者が対応できなくなったことを想定し、代替業者を探すため、近隣市や民間委託事業者、インターネットなどでの情報収集を行った結果、冬休みの放課後子どもクラブでの昼食提供ができる昼食提供業者1者を見つけることができました。その後、12月初旬に現在の昼食提供事業者から、代替りの弁当製造——製造配達事業者が見つからないことから、冬休み以降の昼食提供の対応ができないと正式に連絡を受けました。このため、冬休みからの昼食提供実施に向けて、新たな昼食提供業者と様々な協議を行ってきました。新しい昼食提供業者では、専属の管理栄養士が献立を作成しており、栄養バランスのよいお弁当となっています。今後は冬休みの昼食提供の実施に向けて、保護者への事業者変更及び各種手続の案内や各クラブへの連絡など、準備を進めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 そのような状況でも引き続き昼食のほう提供されるということで、よろしくお願いたします。ありがとうございます。本当に子どもクラブは、児童の居心地のよさですとか、多様な保護者の期待・要望に応えるべく支援の質の向上に中断なく努めていただいております。本当にありがとうございます。そういった中、放課後子どもクラブ昼



食提供者・利用者の声ということで、今、お弁当提供されて本当に助かっているんだけど、日々の——夏休みの——夏休み長期期間のこの昼食、お弁当の料金を少しでも何かこう補助をしていただけないかという声を我々いただいているんですが——その辺の御検討みたいなものをどのようにお考えか、利用者の声ということでお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。9月に実施しました昼食提供アンケート結果でも、昼食提供を利用したと答えた104人のうち、66の方がお弁当の味の満足度について、「良い、または非常によい」と回答していただいています。このほか、「お弁当があつて助かる、継続してほしい」という御意見もいただいております。一方で、「御飯の量が多い」「おかずだけのメニューがあるとよい」「価格がワンコイン、500円以内に収まるとうれしい」などの御意見もいただいています。利用者から要望があつた、おかずのみのメニューや御飯の量への対応につきましては、新しい昼食提供業者に代わつたことで提供が可能となりました。また、新しい昼食提供業者と弁当の価格についても、ワンコイン以内に収まらないかと交渉を行いました。が、原材料費、人件費の高騰などの影響があり、価格を下げることはできないとの回答があつたところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 利用者の声を反映して、そのように交渉していただいております。でも——ありがとうございました。これからも国の、また今、国のほうで総合経済対策、補正予算のほうも案みたいなのも検討されて、また地方交付金なんかも——活用みたいなこともまた来るそうですので、ぜひそんなことも鑑みて、ぜひまた昼食提供の補助を検討していただきますよう、よろしく願い申し上げまして質疑を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長 続いて、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いいたします。まず、先日の一般質問で誤請求事案の話に触れましたが、対応に幾つか疑義がございます。初めに、この質疑の意図なんですが、2点です。市民の方に同じようなことが起きてほしくないというのと、今後のよりよい行政運営に生かしていただきたいというのを強調しておきます。まず、この後の質疑につながりますので、経緯を端的にお話しします。まず誤請求の確認をするため、請求書を持って直接クラブへ出向きました。課長もクラブへ来ており、支援員の方含め教諭、15分ほど待つとすぐに真偽が判明せず、そこから20分後に補佐の方から連絡があつて、電話で告げられたのは2点です。誤請求があつた旨と、引き落とし停止は間に合わず還付通知書を送る旨です。疑義がある点はここからです。その電話以降の連絡はありませんでした。それから10日後、教育委員会へ出向き、担当課に私からこの件を切り出しましたが、その際も再発防止案等はありませんでした。何が言いたいことかといいますと、まず、金額が少ないとはいえ、誤つた引き落としを行い、還付の詳細スケジュールも伝えず、再発防止策もなく、通知書の送付でこの事案を終わらせる。私は不誠実だつた——不誠実だと思います。そこで確認なんですが、これが教育委員会としてのトラブル発生時のスタンダー

ドな対応でしょうか、お願いします。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。初めに、今回は誤った利用料決定通知を送付してしまい、大変申し訳ございませんでした。今回のような際の対応についてですが、まず、連絡を受けた際に、保護者に利用状況の確認をし、クラブでの児童出席表との突合を行います。その結果を保護者にお伝えし、誤りがあった場合には謝罪及び利用料の還付手続について説明をするようになっております。利用料の還付につきましては、保護者の口座からの入金を確認後に速やかに還付手続を行います。なお、今回の場合につきましては、たまたま私のほうが当該クラブのほうの問題解決のために現地にいたことから、その場で謝罪をしていただき、原因究明をそこで行ったのですが、ちょっと時間がかかってしまったというところはおわび申し上げます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 私は社会人になって会社に勤めて、お客様とのミスももちろんあったんですけど、すぐに——謝罪をしてほしくてこの話をしているわけではなくて、まず原因が何だったのか、再発防止をしない？する？ためにはこういうことをしていきますですとか、まずお金が絡んでいるので、そのスケジュールを詳細に伝えるとかというのが本来のスタンダードな対応かなというふうに認識していたんですけど、教育委員会はそうではないということよろしいですか。

○鈴木委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 今回の件について、私も子ども青少年課のほうから報告を受けました。やはり今回の件でも、確認して、それを利用者・保護者の方に通知する、その後のお金を還付するというまで一定の時間がちょっとかかり過ぎる、といったことは指導させていただきました。今後はこのような事案が二度とないように、やはり子ども青少年課——教育委員会も含めて、子ども青少年課、それと全クラブに対して、その再発防止というのを改めて子ども青少年課を通じて指導させていただいたところです。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 次の確認なんですけど、このような事案の場合、過去の過大請求ですとか、過少——過少請求などの調査をされると思うんですけど、それは行われたんでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。このようなミスは、今回、過去の事例で確認したところ、令和4年度・令和5年度においては、放課後子どもクラブの事務上のミスによる還付というのはございませんでした。今年度については、2クラブで4件発生したことを確認しております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 4件——その保護者に対してはどのような対応をされたんでしょうか。

○鈴木委員長 蛭田補佐。

○蛭田子ども青少年課長補佐 子ども青少年課、蛭田です。長塚委員の質疑に御答弁いた

します。その利用者決定通知書の誤りが発覚した際に、当該保護者のほうに電話で連絡をしまして、その旨謝罪をしております。還付についても1か月ほど時間がかかる旨、担当のほうから説明をさせていただいて御了承いただいているという流れで進めております。以上になります。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 私からは最後に2点です。正確性を欠く行政運営は慎んでいただきたいと思います。もう一つは、金額の大小に関係なく、お金を一度は引き出すという重みを改めて認識していただきたいと思います。本来だったら、金利がつくという場合もあります。通知書に気づかないでクレジットカードなどの引き落とし、残高不足でなされなかったら、信用情報にも載ります。正直、基本動作がなされてない中で、子どもたちに居心地のよいクラブを、との言葉には説得力に欠けると私は思います。先日、伊藤副市長がおっしゃられていた、行政の仕事は信頼の上に成り立つという言葉の意味を、ぜひ念頭に置いて業務に当たっていただきたいと思います。私の1つ目の項目は以上ですが、何か御答弁があればお願いします。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 今回の事案について、深く受け止めて、再発防止に努めていきたいと考えております。以上です。

○長塚委員 よろしく申し上げます。

では、次の質疑に移ります。子どもクラブのICT化について。本会議の一般質問で、子どもクラブのデジタル化導入については、民間事業者の不具合の検証結果が出た後に、その結果を踏まえ導入について検討していきたいとお答えいただいておりますが、事業者から検証結果が出るのはいつ頃になりますでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。民間委託事業者のほうでも検証というのは行っているところですが、その進捗状況、それから不具合の確認状況などについては、毎月実施している打合せの際に進捗状況を今後確認していくこととなりますが、いつその不具合が改善されるのかは不明であり、入退室管理システム導入の開始時期についても未定となっております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では未定ということなんですけど、それらの検証結果が出た後、どのように業務の効率化等の検討を進めるお考えでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。こども家庭庁が推進する放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業では、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれております。また、放課後子どもクラブ、放課後児童クラブの利用手続き等に関わるDX推進実証事業の概要の中で、当該事業は複数の機能を接続するようなものを想定しており、業務間をつなぐことでシナジー効果を発揮できるようにすることを目的としていとされます。この中でやはり国——こども家庭庁が示しているこの実証事業の実施時期

が令和7年度以降となっております、それ以降に新たなDXの推進というのが実施されていくことになるかと思えます。この実証に先立ちまして国では、全国的に市町村のほう——市町村のほうから、放課後児童クラブの電子申請等のDX化推進に係る課題というものを、アンケート調査を行っております。そういった中で保育所とは異なる現場環境やシステムの導入状況などを踏まえて、こういったDX化が進むようになると思えますので、当市におきましても、この国の進めるDX化の推進の状況を踏まえて、検討時期についても考えていきたいと思えます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 佐野議員の一般質問の答弁の中で、手続のオンライン化については、ほかの部署は国の動きも——動きを注視しながら、市独自のオンライン市役所で整備できるものから備えていく、検証していくとの方針なんです、放課後子どもクラブも同じようなお考えはありますか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。——庁内連携ということによろしいでしょうか。——放課後子どもクラブのIC化についてですが、こちらにつきましては、当然、その国が進めるDX化、それから当市が独自に使っている放課後児童——放課後子どもクラブの管理システム、これらのデータの連動なども影響してきます。ですから、他の部署と同様にそういったものを足並みをそろえて進めていくということも、なかなか厳しいものがあると考えています。

○鈴木委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 今一番の課題となっているのが、放課後子どもクラブで、まず一つが支援員のほうが——一般質問の答弁をさせていただいたんですが、ICT機器に不慣れな支援員がやはり一定数いるということ。どうしてもふだんなかなかそこまでの機械に慣れてないというのがあります。

それともう一点は、今、民間事業者で導入していますその入退室管理なんです、基本的には、保育所の場合ですと、保護者が入室であったり退室の管理をやっていただけるんですが、放課後子どもクラブの場合には、子どもが、児童そのものに自らやっていただきます。ただその操作で、やはりエラー・トラブルがどうしても発生してしまう。で、もう一方は、子どもたちが、遊び感覚なのか、自分の退室をやってしまう、活動中に。で、その通知が保護者に通知されて退室になってしまったとか、そういった児童そのものにやっていただくところを、どのようにそこを改善すればいいのか。今民間事業者で導入しているICT入退室管理、それを全く新しい機器に変えざるを得ないのか、今の改善方法はあるのか、そこのところは少しお時間をいただいて検証をする必要があるなというのが一つ大きなところなんです。

それともう一点は、国のほうでも、まず保育所関係のICTを進めていきたい。それを検証した後に、放課後児童クラブのICTということも言われておりますので、補助の関係等々も調べながら、その辺を探っていきたいというのがあります。

それともう一点が、今、他自治体でこのICTを導入しているところあります。で、そ

こでやはり一番苦勞しているのが、ICT機器と今ありますシステムとの連動がなかなかされない。いわゆるデータを一度アウトプットして、それを職員自らが新しいシステムに入力するという、いわゆる連携ができないので、余計職員に過度な負担がかかってしまっているという話も聞いておりますので、その辺の連携は非常に——ICTならではの連携というのは必要なのかなといったところです。その辺を一つ一つ、その辺の課題をクリアしていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今部長がおっしゃられた、大きく分けて2点目のほうについては理解をしました。ただ、1点目のほう……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○長塚委員 (続) 細かく2つあったかと思えます。まず支援員の方の技術的な問題なんですけど、今支援員の方も恐らくスマホを使っていらっしゃいます。ICT導入するにしても、そんな難しいものじゃなくて簡単なタブレット、簡単なやり方を導入できるような、恐らく会社なんかもあると思えます。なので、そういうところもぜひ検証していただきたいなというのと、あと入退室管理、今、お子さんがやってる。で、ひたちなか市ではもう支援員の方がカードを持って、支援員の方が全部QRを押す——チェックをするという方法もありますので、いろいろ方法はあるので、ぜひ御検討いただければと思えます。

最後に、先ほどこの前の総務部の質疑でオンライン市役所の……

○鈴木委員長 あと10秒です。

○長塚委員 (続) 市役所の中で市民に有益な手続と思われる——市民に有益だと思われる手続については、情報管理課からプッシュをして……

[永井議会事務局係長ベルを2回鳴らす]

○長塚委員 (続) サポートしていくとの答弁がありました。もし、お声がかかった場合は、放課後子どもクラブもぜひアンテナを高くして、デジタル推進していただければと思えます。以上です。

○鈴木委員長 執行部のほうから答弁はよろしいですか。

井橋部長。

○井橋教育部長 今、長塚委員がおっしゃったように、当然市長部局のほうともそのICT化に向けては情報収集し、連携していきたいと思えます。

○鈴木委員長 最後に、岡口委員。

○岡口委員 岡口でございます。よろしく申し上げます。子どもクラブ——放課後子どもクラブについて一般質問でもさせていただいたんですけども、改めてまた質疑させていただきます。前回なんですけれども、教育長さん——石塚教育長さんから、子どもたちにとって居心地のよい場所とするため、クラブで働く職員の育成をしているという答弁をいただきました。また、教育部長さんの答弁の中にも、課題と——課題の一つとして、多様化する保護者要望への対応など新たなニーズが生まれてきて、放課後子どもクラブにおけるさらなる支援員の質の向上を図ることが挙げられておりました。その課題を解決するために、この支援員さんたちに研修をしたりとか、あと主任支援員さんを配置してい

きますというふうな御答弁をいただいております。まだ主任支援員さんは全部は配置はされていないということなんですけれども、こういった子どもクラブの中で支援員さんが困ってしまったりとか、対応でどういうふうにしたらいいのかなというふうに相談があった場合などは、どのように対応されていらっしゃるか、お願いいたします。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。支援員等が現場で困っているときの対応についてですが、放課後子どもクラブの活動中に事故や問題が発生した場合には、支援員等は速やかにクラブの所長である学校長に報告し、必要に応じて助言やサポートを受けること、また、子ども青少年課の職員に電話で報告することとしています。支援員等から電話を受けた職員は、指示や助言を出すほか、必要に応じて現場に向かい、支援員と一緒に対応しているような状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。そこの校長先生に相談したりとか、また、教育委員会の方が直接出向いて相談を受けたりというふうなことをされているということ、安心しました。支援員さん方というのは、本当にいろんなトラブルがあったりということで、独りで悩みがちなと思います。ですので、悩みを抱えたりしないように、また仕事の負担が1人に偏らないようにしていただきたいと思います。というのは、支援員さんの心の余裕とかそういったものが、全て子どもたちへの関わりにつながってくると思います。子どもたちがクラブ内で居心地よく過ごせるように、支援員さんの先生方、子どもたちと明るく楽しく関わってもらえるように、これからも、子ども青少年課の方々、また、校長先生も含めて、手厚いサポートのほうをよろしくお願いしたいと思います。

続いて2つ目の質疑に行きます。児童への学習指導や宿題の補助などはどのようになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。児童への学習指導についてですが、国の放課後児童クラブ運営指針では、クラブの役割は、児童が学習できる環境を整えることとあります。また、学校では、教員が最新の学習指導要領に基づき児童に教えており、支援員等とは考え方も——失礼しました。教え方も考え方も異なります。支援員等が児童への学習指導を行うことは、児童の混乱を招くおそれがあることから、クラブでは実施していないのが現状です。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。例えばなんですけれども、クラブの中で子どもたちが、「今何時」とか、「このおやつは1人2個ずつだよ」とか、そういった学習につながるような声かけをしてもらうというのは可能でしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。そういった対応も可能かと思いますが、放課後子どもクラブでは、現在、子ども教室事業というのを実施しています。その中で遊び

を通じた学習というか、学びの提供というものを行っておりまして、その中では、日本地図を使ったパズルとか、それから時計のおもちゃを使った時間の学び方、そういったものを実施しているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。分かりました。体験——そういったことで体験の中からというふうなことなんですけれども、できるだけこう生活の中でも、本来であればおうちに帰って保護者と生活する中で、「じゃあこの時計、何時になったら何しようね」なんていうふうな、そういうふうな生活の中での学びってあると思うので、できるだけその体験教室だけではなくて、生活——そのクラブ内にいる時間内での、本当に家庭の中でのような、そういう声かけはしていただけたらなと思いますので、御検討よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。全てのクラブでは、1日のスケジュールというものが決まっております。各クラブの室内にその時間割——時間的なスケジュールが掲示されてます。その中で支援員等が「この時間になったら学習時間ですよ」「この時間は外遊びですよ」というような声かけ等は行っているところでございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。時計だけでなく、日常の、例えば分数とか、みかん半分とか、2分の1だよとか、そういったことも含めてお願ひできればなというふうなことで提案させていただきました。

続いてなんですけれども、防犯と安全対策はどのように行っているのでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。防犯安全対策ということなんです。まず安全対策につきましては、地震や火災を想定した避難訓練を年2回実施しております。また、先ほど答弁した出前講座の中に、——失礼しました。出前講座の中に、市の安全安心対策課職員による防災に関する講座を行っているところでございます。夏休みに実施した——夏休みにこの事業を実施したクラブでは、水害についての講座を実施しております。今後についても2月頃に震災の講座を実施するため、現在、安全安心対策課と——安全安心対策課と協議をしているところでございます。また、不審者対応については、子ども青少年課でクラブに対応を周知しておりますが、今後、訓練の実施について検討してまいります。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。市の安全安心……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○岡口委員 (続) 対策課職員の方々も講座を実施しているということ、これからも様々な人材を活用して、子どもたちが安心して安全に過ごせる放課後児童クラブ、お願ひしたいと思います。それでは私の質疑を終わりにします。ありがとうございます。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、

消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

ここで暫時、12時25分まで休憩します。

午後 0時21分休憩

午後 0時25分開議

○鈴木委員長 再開します。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとする、とあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので——ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第66号、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成。よって、議案第66号は可決いたしました。

議案第67号、取手市行政組織条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第67号は可決いたしました。

議案第69号、取手市奨学基金条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第69号は可決いたしました。

議案第70号、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第70号は可決いたしました。

議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第75号のうち、当委員会所管事項は可決いたしました。

以上で当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了いたしました。13時30分



まで休憩した後に請願の審査に入ります。所管となっている執行部の皆様、御出席ください。

休憩いたします。

午後 0時 29分休憩

午後 1時 30分開議

○鈴木委員長 それでは再開します。

これから請願の審査に入ります。

請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書を議題といたします。本請願については、請願提出者から、議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは比嘉さん、発言をお願いいたします。

○比嘉請願提出者 私、比嘉と言います。今回、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書ということで、私の名前で出しました。今回、発言を許されましたので、まず請願の趣旨を述べたいと思います。取手市の情報公開条例というのがあります。これは私らも見れるんですけども、この条例というのはい—こう書いてあります。この第1条に、「この条例は、市の実施機関に係る情報の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」——これは取手市で定めてある情報公開条例です。これに基づいて取手市は別途——取手市の文書管理規則というのがあります。これでは、1つは、その文書管理の内容としてどういうものが文書管理の対象となるのかということなんです。それは市——「文書 職員が職務上作成し、又は取得したものであって、職員が組織的に用いるものとして市が管理している一切の書類（図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む）をいう）」ということで、これが文書の定義になってる。これを管理するというを取手市は定めています。そして、文書は、取扱いとしては、文書取扱いの原則として、第3条で「文書は、事務が能率的に処理されるよう、全て正確かつ迅速に取り扱い、常に整備しておかなければならない」というふうに定めていて、これが情報公開の基礎になる文書の管理だというふうに取手市は定めてるわけです。

私どもは、この間、取手市の駅前開発に絡んでいろんな場面に遭遇しましたがけれども、その中でA街区開発の問題で、1つは、この文書に——請願書にも書いてありますけれども、最終的に非常に問題になったのは、いきなり広報で請願——A街区の再開発問題で出まして、それから、それが公共の場として図書館を中心としたものを置くというふうなのがいきなり出されました。これはおかしいんじゃないかというふうに私たち思いまして、いろんな場面に遭遇しましたがけれども、市民への説明のたびに、公聴会——公聴会でもそうですけれども、その前の市の教育委員会との話し合いはしたのかと——「した」と言いながら「記録はない」というふうなのがありましたし、それから、この間の……

[永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす]

○比嘉請願提出者 (続) 10月31日の公聴会でも、非常に——公聴会の中身が非常に重要なものであるにもかかわらず、それは記録は残すけれども、文書書いたら終わりにするというようなやり方を取るということなので、これはおかしいんじゃないかということで、この請願の事項として2つをお願いしたいということです。1つは、要約の記録だけではなくて、文書・データもきちんと保存基準に従って残してくれということ。もう一つは、事務の処理は文書によって行うというのを原則どおり行って、その文書は情報公開の対象にしてくれということ、この2点を、これは条例に従って、規約に従ってやるべきだということでお願いいたします。以上です。

○鈴木委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手をお願いします。  
本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いします。取手市では、情報公開、こういった文書管理についてガイドラインというのがあるんですね。審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドライン、これにのっとって会議録というのとは作られております。このガイドラインというのとは御存じでしょうか。

○比嘉請願提出者 いや、私は……

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 (続) ごめんなさい、失礼しました。ガイドラインについては承知しておりません。というのは、それは別に市民に公開されてるものでもありませんので、知りません。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。あと、この請願の中に——下のほうかな、「10月31日の」というところがあるんですけど、10月——ちょっと読み上げますね。「10月31日の「A街区再開発事業」の都市計画決定案についての公聴会では——公聴会について——公聴会記録の公開について「録音記録をもとに要約し、報告文書としてまとめ、その後録音データは消去する」というものでした」ということが書かれておるんですが、これについてはどのように捉えているか、ちょっとこの辺をお聞きしたいなと思います。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 公聴会というのは非常に大事なステップの一つでありまして、この内容がきちんと本当に——内容の推移も含めて、これがきちんと公開されなければ、どういふことで決定がなされたかということが検証できませんので、どうしてもこれは全て、今までの文書保管に従ってどうしても残してほしいなというふうに思いました。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 一応、ガイドラインだと、要約してということなんですけども、これが今、ホームページには公開されております。ただ、これ、比嘉さんとしては、今のお話聞くと、要するに音声データも含めて、全部しっかりと要約したものじゃないものを残してほしいという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 要約はあくまで要約であって、実際に本当にその人がどういうことをきちんと言ったのかということは検証に値すると思いますので、ぜひ残しておいてもらいたいと思います。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 そうしますと、比嘉さんのこの請願の趣旨というのは、取手市の情報公開条例、それから文書管理規則、こういったものにとっって文書に定義づけられているもの、特にこの音声データも含めて、これを消去とかしないで保存して、そして市民の権利——知る権利、これをしっかり保障してほしい、こういった趣旨の内容で間違いないでしょうか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 おっしゃるとおりです。私もそう思ってます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

岡口委員。

○岡口委員 質疑なんですけれども、先ほどこちらのガイドラインのほうが……

○鈴木委員長 マイク……。

○岡口委員 (続) 岡口です。すみません。取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドラインというのがございます。そちら、比嘉さんのほう御存じなかったということなんですけれども、こちらのガイドラインにとっって、今回のこちらの例に挙がっているA街区の件と、あと10月31日のということで行われたわけなんですけれども、それに対してなんですけれども、今後、全ものを載せてほしいというふうなことでよろしいのでしょうか。これからの会議全てにおいて残してほしいということが要望ということ……。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 ガイドラインというのは市側で決められた内容だと思うんですけれども、それを、やっぱり規則にとっってきちんと残すのは義務だと思ってます。で、規則見ますと、これ全ての内容になるんですけれども、全部期限が決まっていますので、期限が決まってる間は残してほしいと思います。そういうことです。

○鈴木委員長 本田委員——失礼しました、岡口委員。

○岡口委員 すみません。全てを残すということなんですけれども、例えば、全ての会議とかにおいて市民の方が意見を出したりする場面もあると思うんですけれども、そういったときも全て、誰が発言したとか、そういったものも残ってくると思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 要約は要約で必要だと思うんです。それはそれで残すのは構わないと思うんですけれども、何かあったときに、本当にその要約が正しいのかどうかということを知るために残しておいてほしいということなんです。だから、別に残して全部に公開しろと言ってる意味ではありませんで、要約は要約して構わないんですけれども、それが本当に正

しい要約なのかということとは検証できるというふうにしてもらいたいと。そういう意味では残して——期間が決まっている時間は残してほしい、そういうことです。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 要約を残すということによろしいということなんでしょうか。先ほどお伺いしたのは、市民の方が発言したときに、誰がこういったことを発言したというのが全て残るということなんですけれども、その市民の意見が——そういうふうにな名前が残るんだらちょっと意見が出しづらいなあとかというのものもある方もいると思うんですね。その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 言ったのは、要約を残すのは構わないと。それは残していいと思うんですけど、ただそれを検証するためには、その磁気データ——録音とか、そういうやつは残してほしいと。本当にそれが正しいものかどうかというのは検証はできないので、残してほしいということなんです。だから——それもだから期間内は残して、磁気データも残しておいてほしい。それを別に公にしろと言ってるわけじゃないですけど、請求があったときは当然公開すべきだというふうに思います。

○岡口委員 分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにおりますか。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いします。この請願事項にあります1番の「諸会議の会議録」というような文言があるんですが、この諸会議というのは、どの辺あたりの会議を示しているのかをちょっと教えてください。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 諸会議というのは、例えば、この市の文書の管理規則のほうにありますけれども、会議のやつを——残すやつが全部書かれてるんですね、期限も含めて。これに該当するやつは、諸会議だと全部思ってください。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 その該当するやつを諸会議ということで、今、岡口委員からの質疑もあったんですけど、ということはこの該当するものは一応全部——全て残した上で、要約したものは要約したもので残してもいいと。ただ何かあって内容を確認するときには、全ての諸会議になるものは、請求すれば確認ができるようにしてほしい。こういうことによろしいですか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 そういうことです。会議は、要約はガイドラインで残すというふうにしてますけれども、ただ磁気データも含めてそれは、この期間は——全て閲覧できる状態にしてほしいということです。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。この2番の「事務の処理は文書によって行う」との原則に——原則通りに行い、文書は、情報開示の対象とすること」があるが、この文書というの

が、その諸会議の議事内容全てということになるのでしょうか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 文書保管の規則に載っているとおり、この会議関係は全部全て、当然残すべきだというふうに思います。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 では、先ほど岡口委員も言っていましたけれども、一般市民の議事録に関しての取扱いというのはどういうふうにお考えになりますでしょうか。例えば、公開されないまでも、請求があれば公開——請求にのっとなって公開できるようにするという文書であっても、そこに一般市民の意見が——含んでいた場合、個人の名前やプライベートな内容が出てたようなケースがもし仮にあったとした場合の取扱いというのは、どうお考えになられていますか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 それは、もちろん請求があって、それが認められたときにももちろん公開するんであると思いますけれども、そういうプライベートの話が——個々人のやつは当然それをすっぱ抜くとかそういう話ではなくて、本当にそう言ったのかどうかというのを確認するという意味では、残しておくべきだと思います、そのまま名前があったとしても。しかし、それを公開しろと——してくれという申請に基づいて当然公開する話になると思いますけども。

○鈴木委員長 佐野委員。よろしいですか。ほかに。

小堤委員。

○小堤委員 ちょっとお聞きします、すみません。——これだけでいいの……

[笑う者あり]

○小堤委員 (続) すみません。お聞きします。比嘉さんは、この要約記録は、それはそれでオーケーだということで、でもデータだけは残してくださいということですけど、この文書の規則の別表にあるように、保存期限——1年・3年・5年とか永年とかありますけれども、それはその期限——例えば1年なら1年たって破棄しなくちゃいけないわけですけども、そのときにデータも一緒に破棄しちゃっていいってことですか。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 文書の期限というのは決まっていますので、それはテープも同じ話だと思います。この期限が過ぎたら、もちろんなくなってもいいということです。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 もし仮に文書が破棄された後、その案件——問題について何か案件が出てきたとしたときに、データがあったほうがいいのかと思うけど、それは別に構わないわけです——破棄しちゃっていいってことですね。

○鈴木委員長 比嘉さん。

○比嘉請願提出者 それは、だからこの議事の内容によると思うんですね。例えば、市議会の本当の本会議のやつはずっと残すと書いてありますけども、そういうふうに、やっぱり内容によると思うんです。だから、この期限に従って残しておいてくれれば、それで結

構だと思えます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにおりますか。——質疑なしと認めます。

これで、請願第5号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。比嘉さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。ありがとうございました。

次に、請願第5号について、執行部に確認したいことがある委員は、挙手をお願いします。

長塚委員のほうからいきますか。

○長塚委員 長塚です。私からは1点確認で、音声データを保存していった場合、先ほどから情報公開請求があった——あるという可能性も考えられるんですけど、そのときの事務的な——現実的な事務としてはどのようになるのか、お願いします。

○鈴木委員長 岩崎次長。——失礼しました、岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。音声データを音源として保存をしましたとあったときに、開示請求がその後になりましたと仮定したらば、個人情報等を保護しなければいけないところを、その音声ファイルを——文書で言えばマスキングという作業になりますけれども、それらの作業が必要になってくるというのが想定としてあります。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 先ほど佐野委員から、プライベートな話だとかということも出てたんですけど、それは一件一件個人の方に確認する作業というのが必要なんでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 明らかに個人情報と呼ばれるものであれば本人に確認する必要はなく、市としての、実施機関としての判断というふうになってきます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかに——佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。今の長塚委員の質疑と類似してる点はあるんですか、音声データだけでなく、文書での保存——先ほどのお話ですと、会議録として一字一句全てを残すというようなふうに思われたんですけども、それをもしこの——先ほどおっしゃってた、何ていうんですかね、永年ですとか10年・5年・3年・1年、これに照らし合わせて全て残すとすると、今実際やっている仕事量からどれぐらいの仕事量が増える——てしまう。実際にどこまで対応できるかということ想像できますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 想像できるかと言われますと想像できませんというところになってしまっているんですが、当市では音声認識システムを、今、音声テック協定に基づいて無償で使わせていただいています。それが全職員が使えるような環境で展開をしておりますので、AIが認識した文字を出す、ここまでは機械がやっていく——システムがやってくれる。その後の校正作業というものは、これは人間——職員の作業になってくるので、会議——

全庁的に会議が——諸会議と呼ばれるものがどのくらいあるかというものの計算、調査をしたことがないので、何とも具体的な数字としてはお答えすることができないといった形でお許しいただければと思います。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうですね。実際に現実的ではないのかなあというぐらいの量になってくるのかなというふうに私は想像するんですけども。あと、今やってたことと比べたときに、今あるシステムの中で応用できるというのは、先ほど言ってた音声認識システム、これ以外に新たに何か取り入れられるような、今現在すぐ使えるようなものというのがありますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 認識した文字を——A I が認識した文字を、生成A Iによって正しい日本語に修正してください、ここまでは機械のシステムのできる。ただし、その後はやはり、最後は、私たち職員がきちっと音校正なり読み校正なりというものをしていかなないと、正確な情報として保存というところには至らないというふうに思っています。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 公文書として残すということであれば、今おっしゃってた内容に、先ほどの個人情報、プライベートな部分の処理ですとか確認、または誤字・脱字、同じような文言を使った言い回しの齟齬なんかを全部修正するのは人間の、やはり職員さんの直接の作業になるということでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 そのとおりです。

○鈴木委員長 続いて、本田委員。

○本田委員 私からはちょっと幾つか確認をしたいんですけども、この請願書に公聴会のことが書かれております。それで、私も公聴会、参加させていただいて、それで消去する——データを要約した後に消去するということがその場であったんですけども、ここにも——請願書にも書かれております。それで、公聴会のデータを消去するということは、これ何に基づいて——その根拠というんですかね、何に基づいてこれを消去するという処理をするのか、これを教えていただきたいなと思います。

○鈴木委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課の木野本です。よろしくお願いたします。公聴会の音声データ・録音データにつきましては、先ほどからも話に出ていますガイドラインに基づいて開催結果を作成する際に、円滑な作成のための補助手段として録音を行ったため、補助手段という性質を踏まえまして、開催結果の確定後に消去させていただいております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、このガイドラインによると、便宜上、録音・録画する、この会議録を作成するための補助手段というのと、あとは映像その他保存する必要がある保存すべき情報というんですかね、これによって取扱いが違うということ

がガイドラインにあるんですけども、例えば、補助手段ということと保存すべき情報、これの違いというんですか、これはどういうふうに——この基準というか、これ決めてるのか、これを教えていただけますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。まずは、本田委員ご承知のとおり、補助手段は議事録を作るためというところなんです。もう一方のものについては、例えばですが、講演会とかで講師の方が承諾をして、事後に職員だったりが見聞きできるような形のものといったものが、補助手段ではない側の情報というふうなものと考えられます。それ以外については、それぞれの所属長が、この情報は補助手段ではない情報と判断して保存をするとかという判断がそれぞれなされてくるというふうに考えます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 今の御答弁からすると、この補助手段にするか、保存すべきかというのは、所属長に委ねられているという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 そのとおりです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 公聴会についてなんですけど——例えば公聴会についてなんですけど、市民の方を公述に呼んで、それで——市民参画の本当に重要な一つだと思うんです。こういったところが、本当に音声データでしっかり残さないで消去すべきものなのかどうか、ここちょっと疑問があるんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課、木野本です。公聴会は、都市計画法の規定に基づいて行ったものなんですけれども、音声そのものを保存する必要があるという目的で行うというよりは、都市計画の原案につきまして、どういった意見があるのかというのを聴いて、それを記録に残して、それに対する市の意見を付してホームページで公表するというのが目的になっておりますので、基本的には会議録を作成するために便宜上、補助手段として録音させていただいたという位置づけでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 公聴会って都市計画決定する上で重要な過程だと思うんですね。そこで市民の方が公述をされるというところの中で、その要約——確かにこのホームページでも出ますし、要約である程度の中身は分かるかもしれませんが、やはり市民の意見を聴く場というところで、ちょっとこう軽いんじゃないかなと私は感じるんですが、やはり公聴会とかそういったものについては、重要な会議というふうに位置づけてしっかり残すべきなんじゃないかなというのは私は思うんですが、その辺についてはどうなんですかね。

○鈴木委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 お答えします。確かに重要な意見ではあるんですけども、ホームページに公表したものはあくまで要約版で、それに対して市の意見を付したものを公表しているんですけども、出された意見につきましては、もっと詳細なものの



記録は文書としては作ってはあります。ただ、その音声データとしては、それを作成したので消去はさせていただいているんですけども。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 詳細なものというのは調書ということでよろしいですか。

○鈴木委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 お答えします。規則にいうところの調書とはまた別なんですけれども、一応出された意見の概要という——概要ではなくて、全文そのままというわけではないんですけど、詳しく文書で記録したものは作成はしております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 公聴会規則には調書を作成するということが書かれてると思うんですけど、この調書というのは作成されたんですか。

○鈴木委員長 木野本補佐。

○木野本中心市街地整備課長補佐 お答えします。調書は作成しております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 このガイドラインに沿ってということなんですけども、ちょっと先ほどの——各——そこの課の長が決めるということで、これが補助——何ですか、補助手段なのか、保存すべき情報なのかということが各課の長が決めるということは、ちょっと曖昧なのかなというふうに思います。これ、このガイドラインが実際に市民の方の立場に立って——要するに知る権利の、そういったところの立場に立ってこのガイドラインがつくられているかどうか、これ非常に気になるところで、ガイドラインができたときに、令和3年の議員全員協議会で当時の総務部長がこのガイドラインについて説明をしてるんですね。そのときに、市政情報の公開の観点から積極的な公開に努めていただく内容というふうに説明をしているんですね、目的を。この観点に基づいてるかどうか、ここが非常にこのガイドラインというところに私はちょっとこう、もうちょい、市民の立場に立ってこのガイドラインが……

〔永井議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○本田委員 (続) あるべきなんじゃないかなというふうに感じてはいるんですけども、加増議員の質疑——一般質問の中でも、このガイドラインを変更する予定はないということだったんですけども、本当にこのガイドラインが市民の立場に立ってるかどうか、この辺をお伺いします。

○鈴木委員長 松崎課長。

○松崎総務課長 総務課、松崎です。今お話がありました点ですけども、当時、総務部長が説明したというところにつきましては、基本的な方針のところは主にかと思っております。この会議の公開及び会議録の作成に当たって、市政情報の公開の観点から積極的な公開に努めていくことが重要だというような方針でございます。一方で、それぞれの会議で審議される内容は千差万別であると、そういった趣旨で、取手市の個人情報保護条例に規定する個人情報、意思決定過程の途中にある情報など、保護の必要のある情報の取扱いには十分留意しなければいけないというところの観点もございます。さらに、会議の公開

の原則を踏まえつつ、公開・公表の重視ある——するあまり、会議の中の委員間の率直な議論が妨げられる、そういったものも——そもそも会議の設置目的に合わなくなってしまうだろうというところも十分留意しなければならないと、そういったいろいろな点で考慮された内容でございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ガイドラインにも——ガイドラインにもその件が書かれているのは私も承知はしてるんですけども、やはり今回この請願が出たという機に、やっぱりこの市民の知る権利の立場に立ったということをもう一度ちょっと改めていくということは、ちょっとどう——その辺の考えはあるのかないのか、お聞きします。

○鈴木委員長 吉田部長。

○吉田総務部長 このガイドラインの運用につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございますので、引き続きこのガイドラインに基づいた運用等を行っていき、今、現段階では、その見直しというところは考えていないというのが状況でございます。

○鈴木委員長 本田委員、あと 24 秒です。

○本田委員 ありがとうございます。今回、情報開示に関する請願が出てますので、やっぱり——いわゆるガイドラインって、マニュアル的なものだと思うんですよ、内部内のね。こういったものというのは、やっぱり変更・修正、可能だと思うんです。ですから、やはりこの請願を受けて、しっかりもう一回考えていただきたいなと思います。

〔永井議会事務局係長ベルを 2 回鳴らす〕

○本田委員 やっぱりそれがないと、ちょっと、と思います。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

関川委員。

○関川委員 関川です。お願いします。大体この請願の——これ執行した場合のメリットというのは分かるんですけども、執行部から見た観点で不具合とかデメリットみたいなものって、どういったものが考えられますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。公開が原則というところは、まずあります。その中で、仮にこの請願が採択をされて執行機関のほうで執行を改めるというようになったときには、先ほどの佐野委員に対する御質疑の答弁のときにも少し申し上げましたが、今まで要約記録の範囲での校正作業だったものが、全文の校正作業であったりというものが事務の負担という意味ではある——発生してくるのかなというふうに考えます。これがデメリットなのかというのは、疑問符というふうにお答えさせていただければと思います。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。——ないようですので、これで請願第 5 号の審査を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。

その前に、議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手をお願いします。——なしと認めます。以上で、当委員会に付託された請願の

委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は挙手を願います。賛成——じゃあ反対のほうから。

岡口委員。

○**岡口委員** 岡口です。請願第5号に反対の立場から討論させていただきます。請願事項1に、「諸会議の会議録は要約記録だけでなく、データ記録をとり、文書の保存基準に従ってこれを保存すること」とありますが、これは現実的ではないと考えます。もしも請願事項のとおり取手市行政において事務を進めたとしたとき、音声データや先進的に実施されているAI音声認識システムによる認識結果が保存され、情報公開——開示の対象となります。市には様々な会議があり、会議や議事の性質上、発言者の特定がされることによって活発な議論の妨げになることも想定されます。また、情報として保存するからには、開示請求があったとき、個人情報などを特定することが見込まれます。現在の法令や規則、取手市審議会などの会議の公開・会議録の作成に関するガイドラインによって、情報保存の観点、また会議の在り方の両面から見たとき、現在、事務の進め方は妥当であると考え、請願第5号に反対いたします。以上です。

○**鈴木委員長** 続いて、本田委員は——賛成ね。じゃあ本田委員。

○**本田委員** 私は、この情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、賛成の立場で討論いたします。請願者の請願趣旨にあるように、情報公開条例や文書管理規則に基づいて市民の知る権利を保障する、この必要がございます。本市の会議録は、ガイドラインに基づき作成されておりますけども、会議録の作成に関するガイドラインは、先ほど申し上げたとおり、議員全員協議会で当時の総務部長より、「市政情報の公開の観点から積極的な公開に努めていただく内容としております」と目的を説明しております。会議録の作成に関するガイドライン、これは市民が認識することは——確認することはできません。本請願は、文書管理規則に沿って市民の知る権利、これを求めており、会議録の作成に関するガイドラインが市民の知る権利の立場に立って積極的な公開に努める、その内容のガイドラインになっているかどうか、ここが非常に疑問が私は生じていると思います。文書管理規則では、データ記録も文書と定義づけられております。データ記録の保存、その扱いを情報開示の対象とすることは、市民の知る権利の立場に立てば至極当然のことと考えます。公正で民主的な市民の推進を図り、市の行政活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市民——市政参画と開かれた市政、この実現のために情報公開・公文書管理の改善は重要かつ必要だと私は思います。以上、本請願に賛成をいたします。

○**鈴木委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鈴木委員長** 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第5号、情報公開・公文書管理の改善を求める請願書について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成少数です。よって、請願第5号は不採決とすることに決定——失礼しました、不採択とすることに決定いたしました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで吉田総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田総務部長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私のほうから、ゆめみ野駅の自転車駐輪場——駐輪場の現状について報告をさせていただきたいと思いません。令和5年第3回定例会——昨年の第3回定例会におきまして、整備工事費負担金の補正予算の御承認をいただきましたが、工事着工の直前で関東鉄道株式会社のほうから、資産活用の観点上、無償賃借を撤回し、自社で有料自転車駐輪場を整備運営したい、との方針の変更があったことから、昨年の第4回定例会におきまして減額補正を承認いただき、関東鉄道株式会社が駐輪場を新設することとなりました。このたびその駐輪場が完成し、本年の11月1日から申込みが始まりました。この駐輪場ですけれども、ゆめみ野駅東側に隣接する130.9平米の敷地に、屋根つきで79台の自転車スタンドを有しており、利用料金につきましては消費税込みで1か月1,760円となっております。この位置関係なんですけれども、配付資料をさせていただきました。こちらのほうを御覧いただきたいんですけども、当初は駅のほうから約200メートル離れたところ、この地図で申しますと右側のほうですね、ここに無料の駐輪場を建設する予定——造る予定でありましたが、今度関鉄株式会社のほうでお造りになった駐輪場については、この駅前のこの青いところということで、当初予定したところよりも大分駅の隣といいますか、近接したところに設置されたというところがございます。現在の運用状況につきましては、関東鉄道株式会社に確認したところ、12月6日現在では契約台数は4台というようなところがございます。引き続き関東鉄道株式会社と協力して、市営自転車駐車場の適切な運営管理を進めてまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。お時間ありがとうございました。

○鈴木委員長 それでは執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午後 2時16分休憩

午後 2時29分開議

○鈴木委員長 再開します。

それでは、当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」についてを議題とします。当委員会の重点調査テーマである「災害時の避難所運営」の調査の一環として、11月1日に茨城県常総市の視察を行いました。常総市の視察を踏まえ、委員から1人ずつ御意見や所感をお伺いしたいと思います。取手市に取り入れたほうがよいと思われる常総市の避難所運営の取組や、視察で説明を受ける中で気づいた取手市の避難所運営における課題などをお聞きできれば、今後の重点調査に役立てていきたいと考えております。

それではこちらの長塚委員のほうからよろしくをお願いします。

○長塚委員 私から、先日の視察の所感を申し上げます。まず災害時の避難所運営というところで、特に重要だと思った点についてお話しします。避難所運営なんですけど、以下、どれだけ市で避難所を整えたところで、やはり避難してくるのは住民の方、そういった住民の方の意識——防災意識ですとか、そういったところを醸成するのがすごく重要だと感じた次第です。先日、常総市の中では防災教育、防災訓練というのに大変力を入れていらっしゃるんですけど、本市でも住民を巻き込んで、先ほど佐野委員が質疑をされてたんですけど——これ言い方が合ってるか分からないんですが、比較的こう楽しくというか、前のめりで楽しめ——取り組めるような防災教育訓練の取組を本市でもぜひ取り組まれてはどうかかと、で、重点調査の中でそこを調査してはどうかと思った次第です。以上です。

○鈴木委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。常総市に行ったときの感想を述べさせていただきます。まず私のほうで感じたのは、防災スポーツということで、子どもたちが楽しみ——楽しむというんではないんですけども、身体を使いながら防災について学んだり、体験したりというふうなことで、こういったことを市の中で行ってはどうだろうかというふうに思いました。やっぱり子どもの頃からそういった意識を身につけさせるというのはすごく大事だと思いますので、そこを強化できたらいいかなというふうに思いました。

2つ目は避難所運営。先ほど長塚委員もありましたけれども、避難所運営、実際に本当になったときってすごく大事だと思います。その避難所を開設する際に、例えばなんですけれども、戸頭の旧西小なんですけれども、避難所にはなっているけれども、体育館の施設とかが空調設備がないとか、そういった意味で本当にこの避難所になったときに稼働できるというか、避難所に集まって、みんながそこで避難生活できるというふうなのが可能かどうかというので、その見直しというか、全ての避難所の見直し、いろんなところの見直しをすべきではないかなというふうに思っております。

また、防災士——3つ目は防災士なんですけれども、常総市は全額、この士を取るための負担をしていると。そちらも取手市のほうでは2割とかというふうなことをほかの議員さんから聞いてるんですけども、全額補助をするなど、防災をもっと市民に広げられるような支援をしてはどうだろうかというふうに思いました。もっとあるんですけども、一応3つ提案させていただきます。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 続いて、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくをお願いします。常総市の感想からなんですけども、あちらでもちょっとお話ししたんですけども、常総市の災害のときに、私の義父があちらで災害に被災しまして、救助も含めてお世話になったという経緯、その後の避難所等の展開などもよく存じ上げてるんですけども、今でこそやはり常総市さん、そういったことを全て教訓に、二度とあぁいったことでの対応のまずさとかいろんな、てこずったことなどを解消していくということで非常に頑張ってる市なんですけども、やっぱり当初はかなりいろいろな問題が起こってたということも存じ上げてます。

今の取手市の状況から考えますと、やはり避難所の整備、私ちょっと質問でもしました

けれども、避難所の整備、環境というのが非常に大事なんじゃないかなと。指定避難所は指定されてはおりますけれども、果たしてそこが実際に避難された方々が避難した後に、心地よいとまでは言いませんけれども、しっかりと避難でき、生活——例えば数日、そこで生活していけるだけの環境がきちっと維持できているのかという検証、そこら辺は各地域ごとにかなり誤差——誤差というか差があると思いますので、その辺の検証がちょっと必要かなということをおもいました。

それとあと今日質疑でも申しましたけれども、やはりお子さんのいる御家庭ですとか、お子さんの小さい頃からの防災意識というものは非常に大切だなと、今回調べてよく分かりました。その防災意識を持つことによって、避難もそうです、また避難した後も、お子さんでさえ迅速に行動できるようなところにつながるということもよく分かりましたので、調べますと、本当に他の自治体ではいろんな防災教育というのをやっているという数がすごくありますので、それを参考に、やはり防災教育というものに関して、少し検証してみたいかなというふうに感じております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 私は一般質問等々でも出ましたけども、常総市で一番こうやられててびっくりしたというのが、水害時の広域避難の実際の訓練、これをやってるということです。他市と——ほかの自治体との連携のそういうことをやってるというところが、当市ではまだやってないということなので、本当にこれは必要かなと。例えば藤代はもう、もし川が決壊すれば全域水没する状況ですから、これ例えば避難タイムラインがあったとしても、やっぱりこれ避難所パンクすると思うんです。例えば体育館って、もう 500 人は絶対入りませんから、そうするとほかの市町村、そういったところへの避難というのが確実に必要になってくると。そういった場合に、実際に避難ができるかどうかというのは、これ訓練やらないと分からないんですね。例えばどういうふうに逃げればいいか。こういったことをしっかりやられてるというのは、これまさに当時、この水害が起きてこの被害を受けたからこそ、これができるというふうに思ってるところです。やっぱりこう、災害が起きてから何かをしていくということではなくて、それを想定した上でしっかりとそういったことをやっていくということが重要なのかなと。常総市においても、初めのマニュアルとか、そういったことについては、非常に——何て言ったらいいのかな、不備があったというか、そういうふうに——そのような説明あったと思うんですけど、やっぱりこう、本市においても、取手市でもその想定をどこまでしてそういったことを行えるか、ここがすごく課題になってるかなと私は思っております。ですから今、防災が少しずつ少しずつ取手も進んでいると私は感じてるんですけども、本当にさっき佐野さん——佐野委員が言ってたとおり、ほかの市町村ってすごく進んでるところもいっぱいあるんで、そういったところもしっかり含めてやっていただきたいなと、そのように感じております。

○鈴木委員長 続いて、小堤委員。

○小堤委員 小堤です。私は、鬼怒川が決壊して 10 年になるわけですけど、あの 10 年前を皆さん思い出していただきたいんですけど、決壊する前の夜、すごい雨で、これは尋常ではないなという雨の音で、私も寝てて思ったんですけども、その頃から「線状降水

帯」という言葉が出てきたかというところですよ。で、実際、鬼怒川が切れて決壊してから、次の日ぐらいだったかな——私もあっちのほうに友人・知人が多いので、車で行ける範囲のところまで、ぎりぎりのところまで行って、それで結構写真撮ってきたんですね。で、今回のこの、これにもあるような写真を私持ってます、自分の。水が引いた後1週間ぐらいしてからですか——引いて、車が294を通れるようになって、それから実際に知人の会社と自宅が水没してて、そこを2日に分けて手伝いに入ったんですけども、本当に大変でした。悲惨でした。そういうリアルな体験をして、そして前回の令和2年でしたか、常総市に行ったときにいろいろ説明聞いて、ああなるほどなあというふうに思ったんですけども。今回のこの間行った視察は、常総市さんも、令和2年のときよりも物すごく説明も上手になっていて、本当に分かるような資料ですごいなという感じは受けました。いろんなところが——何がと言われてもいろいろな全ての面がきちんと論理立てて、それで説明されていて、課題・問題も抽出してるしというところがあったんですね。ですから、こういった常総市さんへの視察を無駄にしないようにして、どういうふうに避難所のことを考えていくかという場合に、取手市の場合もいろいろ対策を取ってますので、避難所に限って言えば、取手市のやってる対策、いろんな項目あると思うんですけども——その避難所対策。それと常総市のをそれぞれの項目ごとに対比して、取手市ではこういうのいいことをやっている。常総市はこういうのいいことをしていると、そういうものを一つ一つ項目を抽出して対比しながら、取手市の課題と問題とをちょっと研究していけばいいのかなというふうに思いました。以上です。

○鈴木委員長 続いて、落合委員。

○落合委員 私も常総市で水害があった1週間後に、市議団でボランティアのほうに行ったことをちょっと思い出しました。本当にそれらを教訓にして防災、——恩返しをするという意味で、これだけの視察受入れられてるといえるのはすごい、毒を変じて薬に——何ていうんですかね、教訓を生かしたすばらしい例だなと思いました。特に感動したのが防災教育日本一を目指すということで、授業——小中学校でしっかりこま数を取って毎年継続的にそういった防災教育、子どもたちに施しているということは、ぜひ取手市でも取り入れていったほうがいいのではないかなというふうに、改めて思いました。以上でございます。

○鈴木委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 最後なんでほとんど言われちゃったんですけど……

[笑う者あり]

○関川委員 (続) やっぱ僕も当時、常総市に家を買って2週間であの事件、事故になってしまって、家がもう台なしになったという知人がいたり、農家さんとかにもちょっとボランティアに入ったんですけど、農家さんのほうでも、やっぱり米をしまっといたら、それが全部浸っちゃって汚泥と混じって、行ったときにはもう発酵してお酒の臭いになっちゃってるんですね。ここ酒蔵じゃないなとか思いながら、すごい大変な思いをしてボランティアやった記憶があります。前のその研修の中で思ったのが——これ何ページかね、12ページに救助の種別、救助者数というのがあるんですけど、やっぱりこうなった場合

って消防もそうですけど、自衛隊が結構すごく仕事をしてきてるのがすごい分かるんですよね。取手の場合だと、古河駐屯地になるのかな取手は——そうですね。古河駐屯地になるんで、やっぱここの連携というのをもっと議会でちゃんと考えていかないといけないのかなと。恐らく議長は年に1回とか2回、会議行ってると思うんですけど、やっぱそういうのも把握しながら議会でも、そっちの連携をしっかりと考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思いました。以上です。

**○鈴木委員長** 最後に、それこそ皆さんにほとんどしゃべっていただいたんですけども、私が思ったのは、過去の大規模水害の教訓として、やはり防災力を高めている取組、一番感じたのは、住民によるタイムラインの推進ですよね。これ住民一人一人が自分に合った避難行動を取って命を守る、そういったタイムラインを推進していると。

それと2つ目が、地域の防災力を高めるために自助・共助が不可欠だとして、特に共助ですね、これ自主防災組織の強化に取り組んでいるという点。学校——学校区で15単位に分けて、それぞれ災害時の迅速な連絡体制の確立であったり、発災初期の防災力強化をしたり、それから要支援者行動——要支援——すみません、失礼しました。避難行動要支援者の安全確保、これにもかなり力を入れているんだなというのを感じました。あと、岡口委員が言ったんですけども、防災リーダーとなる防災士の養成を推進するために、防災士資格取得に係る受講料や登録料の費用を全額補助していると。先ほども取手市では3割ですか——2割——2割負担ということですけども、常総市では全額そういった補助をして防災士の育成に力を入れていると、そういったところが非常に勉強になったのかなと思っております。以上です。

ただいまの各委員の発言を聞いて、委員の皆様から何かございますか。

小堤委員。

**○小堤委員** この調査研究のあれなんですけど、当初は避難所運営についての調査研究という話だったんですけど、今皆さんから出たのは避難所運営だけでなく、防災教育とかそういうのはいろいろ実際に常総市視察して感じたということなんですけど、その辺のところは、委員長、どういうふうにやっていきますか。

**○鈴木委員長** 重点調査テーマとしては避難所運営というテーマを挙げておりますね。私、個人的な意見としては2チームに——委員長と副委員長で2チームに分けて、それぞれ別のテーマ——避難所運営を中心にその中のいろんな調査するテーマをとっているんですけども、これを常総市の視察を踏まえてもうちょっと広くするのか、あるいはもう避難所運営だけに絞るのか、そこは皆さん——各委員の皆さんの意向も聞いた上で判断していきたいと思うんですけども、どうでしょうか。何かほかの委員で何かありますか。——例えばあれですよ——どうぞ。

**○小堤委員** 避難所運営、避難所に関することだけにすれば、それを深掘りはできるかもしれないですけど、ほかの項目——防災教育とか広域避難とか、そういうものをちょっと広くしていっちゃうとなかなか深掘りができなくなってしまうのが——まあ時間の関係とか何回集まってやれるかとかにもよるんでしょうけれども、その辺、せっかく皆さん疑問に思ったんだつらば、何かそっちも広げてもいいのかなと思うけど、時間的にどうかな



というところがあるかなと思います。

○鈴木委員長 ほかの委員の方で何か、——どうでしょうか。

本田委員。

○本田委員 僕も広げるのもいいかなと思うんですが、余り広げすぎると、やはり時間の問題とか、あとは深掘りができないというところになるので、例えば広げても、何と何と何というふうに絞るということが必要かなと思うんですけど、——確かにその避難所の運営というのは、避難したときに、これ非常に難しいというのかな。これは実際の運営というのは、住民というか、その方がやることになるので、ここの運営について最も一番深めていかなきゃいけないのかなというふうには思うんですけども、ただその辺がどうなのかというところをちょっと感じています。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 今回質疑でも、防災教育と、あとペットのほうで避難所の運営について——整備について質疑させていただきましたけど、前から避難所の環境だとか運営というものについては物すごく奥が深くて、都度定例会等でやらせていただいてもまだやりきれないぐらい、どんどんまだいろんなものが残ってるんですね。今回先ほど発言しました中にも避難所の設備——整備というものを取り上げますと、やっぱりそれもすごく大事なことで奥深いなというところなので、しっかりと避難所の運営ということは、避難所の環境整備ということもすごく問われてくると思いますので、その辺はやはりしっかりと深掘りしてやっていくというのも私はいいかなというふうに思います。

○鈴木委員長 ほかに——本田委員。

○本田委員 先ほども絞ったほうがということを出言したんですけど、佐野委員が言うように、あくまでもこの避難所の運営に関わる——運営ってやっぱり本当に重要な問題だと思うので、だからそこが一番深掘りをしなきゃいけないところだと私も認識しているので、もし広げるにしても、その運営に関わる部分をどこまで広げるか、ここの部分なのかというところかなと思ってます。

○鈴木委員長 ほかに——岡口委員。

○岡口委員 私も同じなんですけれども、その運営に関するのを深掘りするというふうなことで、深掘りするのに私先ほど発言させていただいたんですけども、例えばその——発言はしてないか——自主防災とか自主防災会が取手市内でもたくさんあると思うんですけども、その方々の中に例えば防災士の方が中心となって避難所を運営するとか、何かそういうふうになってくるかなと思うので、先ほどの皆さんから出た意見の中で本当に強く運営に関することが入ってくるように、この会議というか、進められるといいかなというふうに、運営に関して必要なこと、ここで話し合うべきことをちょっと幾つか項目絞るといふかではどうかなと思いました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃあ基本的に避難所運営ということを中心に深掘りしていくということで。私と副委員長で2つに分けて、それぞれちょっと避難所運営についても結構広いです

から、そこはまた2つに分けて調査していくということで、今委員を、岡口さんは——交互に行きますか。岡口さんと佐野さんと落合さんが私の委員長のほうのメンバーで、副委員長のほうは、長塚さんと佐野さんと小堤さんと……

〔「佐野さん2回入れちゃってる」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 (続) 本田さんね——そうそう。じゃあもう一回確認します。委員長のほうは岡口さんと本田さんと落合さん、あと副委員長が佐野さんと小堤さんと関川さんというふうに、2チームでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 で、今後どういう形でやっていくかは1月——1月は28日、このときに具体的にどこをやるかというのをちょっと皆さんで、委員のほうで検討していただいて、それぞれ2つに絞って調査するという……。

○関川委員 28日のときに、ある程度たたき台が出てくるという理解でいいですか。

○鈴木委員長 そうですね。だから委員の皆さんで、避難所運営でもこういう部分をやりたいとか、こういう部分やりたいというのを1つでもいいですから持ち寄っていただいて、そこで全員で発表して決めてく。——よろしいですか、そういうふうに。

○小堤委員 そうすると2グループで研究するのは、同じものではなく、ずらすということだよな。

○鈴木委員長 そうです。そうです。

○小堤委員 ということだよな。じゃないと、ね。

○鈴木委員長 同じじゃなくて。

〔笑う者あり〕

○鈴木委員長 そういうようなことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 最後に、その他です。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで総務文教常任委員会を閉会します。

午後 2時 56 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長 \_\_\_\_\_

○委員会記録における発言訂正箇所

◆P21 32行目 青色部分を「平成27年9月」に訂正

速報版・未校正